

発刊によせて

島根県教育委員会教育長 鴨木 朗

人口減少問題が日本全体の課題となる中、島根県は、豊かな自然、古き良き文化・歴史、特色ある地域資源、温かい地域社会、そして勤勉な県民性など、島根ならではの強みを生かして、活力ある地域づくりに取り組んでいます。

魅力ある就業の機会を創出し、子育てに適した環境を生かして、若い世代の人たちの結婚・出産・子育ての希望が叶えられる社会をつくり、そして島根に定着、回帰・流入する人の流れを拡大すること。この目標の達成に向け、県民を挙げた取り組みを進めることによって、島根の将来を切り開こうとしています。

その中で、地域の将来を担う人材の育成が島根県政の重要な政策課題となっており、教育に寄せる県民の期待はとて大きなものとなってきています。

島根の子どもたちにどうやって本物の「生きる力」を身に付けてもらうのか。そして、学校の教育活動を地域社会の活力へとつなげていくためにはどうすればよいのか。今や教育には、子どもの成長という元来の目的に加え、地域社会への貢献という役割も求められるようになっていきます。

このような、教育に求められる大きく二つの役割を積極的に担っていこうという考え方に立って、島根県教育委員会は、「教育の魅力化」という取り組みを進めています。

このメッセージは、関係の皆様「教育の魅力化」の考え方をあらためて確認していただくことによって、県・市町村の教育委員会と学校現場・そして社会教育に携わる関係者が認識を共有しながら、この取り組みを力強く推進していきたいと願って作成したものです。

1. 島根の子どもたちに身に付けてもらいたい力

一点目は、島根の子どもたちに身に付けてもらいたい力とは何か、という学力観について述べます。

平成19年、学校教育法の改正によって、「学力の3要素」が初めて法律に位置づけられました。

- ① 基礎的・基本的な「知識・技能」
- ② 課題を解決するために必要な「思考力・判断力・表現力」
- ③ 学びに向かう「意欲・態度」

これは、変化が激しく容易に予測できない未来の社会で生きていかなければならない子どもたちに、伝統的な学力観であった「知識・技能」の習得だけでなく、「思考力・判断力・表現力」や学びに向かう「意欲・態度」をバランスよく身に付けてもらう必要があるとの考えに基づき、新たな学力観として提起されたものです。

それから十年余が経過しましたが、いまだに「知識・技能」の習得を重視する狭い学力観に捕われているかのような感覚、そして、狭い学力観のもとであたかも競争の中に置かれているかのような「煽られ感」が、一部の教育現場に残されているように感じられるのはとても残念なことです。

現在普及している学力テストは、「知識・技能」の定着状況とその応用力の一部を測定するものです。この測定の方法は、長年にわたって改良が重ねられ、熟成されて、皮肉にも一点刻みで受検者を序列化することができるまで言われています。

一方、今後一層重視されることになる「思考力・判断力・表現力」や学びに向かう「意欲・態度」については、現時点でその測定方法が確立されているとは言えません。この測定方法の熟度の差が、一部の教育現場がいまだに狭い学力観から抜け出しにくい状況を作り出しているのかもしれない。

しかしながら、国は、教育関係者の英知を結集し、新たな学力観に基づいて資質・能力を正しく評価する測定方法の具体化に向けて精力的に作業を進めています。そうした教育改革の大きな動きの中で、新たな測定方法を取り入れて設計される「新しい大学入試」が2020年から始まることとなります。

大きなタンカーの進路を変えようとするれば、大変なエネルギーを要するわけですが、今こそ覚悟を持って舵を切らなければならないのではないかと感じます。

もし変革のタイミングを逃してしまえば、失われるものは何でしょうか。「失われるのは、島根の子どもたちの未来であり、子どもたちが担う島根の未来かもしれない。」

県・市町村の教育委員会や学校、そして教育に携わる全ての関係者は、その責任を自覚し、正しい学力観を共有したうえで、「思考力・判断力・表現力」や学びに向かう「意欲・態度」を育成するための教育の方法論の具体化に向けて、果敢に挑戦していく必要があります。

今述べたように、正しい学力観に立脚して島根の子どもたちに本物の「生きる力」を育もうという考え方が、「教育の魅力化」のまさに核心を成す教育理念です。

そして、この教育理念を広く県民の皆様に伝えていくため、島根県教育委員会は、島根の子どもたちに身に付けてもらいたい力を、「主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答のない課題にも粘り強く向かっていく力」と表現しています。

2. 島根らしい教育の魅力

二点目は、島根らしい教育の魅力とは何か、について述べます。

それは、例えば、障がいがあったり困難を抱えていたりすることも含めて、多様な個性のある児童生徒一人ひとりと丁寧に向き合い、細やかな配慮のもとで大切に育てることではないでしょうか。

また、子どもたち一人ひとりの人生の進路選択に丁寧に立ち会い、それぞれの自己実現を精一杯支援していくことではないでしょうか。

そして、そのような子どもを育む営みを学校だけで抱え込んでしまうのではなく、地域社会全体で理念を共有し、学校・家庭・地域の連携の中で実現することが、島根ならではの教育の魅力になるのではないかと考えます。

学校は、学校だけに閉じた自己完結的な存在であってはならないと思います。地域社会に開かれ、地域社会との連携・協働の中で、子どもの力を伸ばしていこうとする存在へと、進化していくことが求められます。

教室の中だけでなく、学校内外の多様な教育活動を通して、地域のあらゆる教育資源を活用しながら、子どもを育むための教育の方法論を高めていく必要があります。

そのキーワードは、

「より良い学校教育を通して、より良い地域社会を創る」

「より良い地域社会が、より良い学校教育を創る」

「鶏と卵」の関係のように、学校教育と地域社会との間の好循環を生み出そうとする理念を共有することが、島根らしい教育の魅力を高めることにつながるのだと思います。

3. 教育と地域づくりとの関係

三点目は、教育と地域づくりとの関係について述べます。

これまで述べてきたような「教育の魅力化」の考え方を教育に関係する人々が共有し、地域社会を挙げて、そして小学校、中学校、高校、特別支援学校を貫いて、一体的・系統的な教育活動を心がけていけば、それは「教育の魅力」にとどまらず、若い世代の人たちに「ここで生きていきたい」と選択してもらえる「地域の魅力」につながっていくのではないかと考えます。

島根県政においては、「教育の魅力化」を進めることが島根ならではの強みを生かす地域づくりの柱の一つであるという考え方が、地方創生の総合戦略や中山間地域活性化計画などに明確に位置付けられています。

学校は、もちろん教育の場であることが基本ですが、今や、学校の在り方は、学校教育のみに閉じた自己完結的な発想で考えるのではなく、地域の在り方や地域振興の方向性の中に位置付けて考えていくことが大切だと思います。

以上、「教育の魅力化」の考え方を、大きく三つの観点から述べてきました。

これからは何ごとも前例踏襲だけでは済まないと思います。新しい教育の方法論を見つけ高めていかなければなりません。そのためには、仮説を立て、試行錯誤を繰り返しながら、より確かな方法論を探っていく姿勢が求められます。

創意工夫と自由闊達さにあふれる環境のもとでこそ、「教育の魅力化」は進んでいくのだと思います。関係の皆様のご理解とご尽力をよろしくお願い申し上げます。

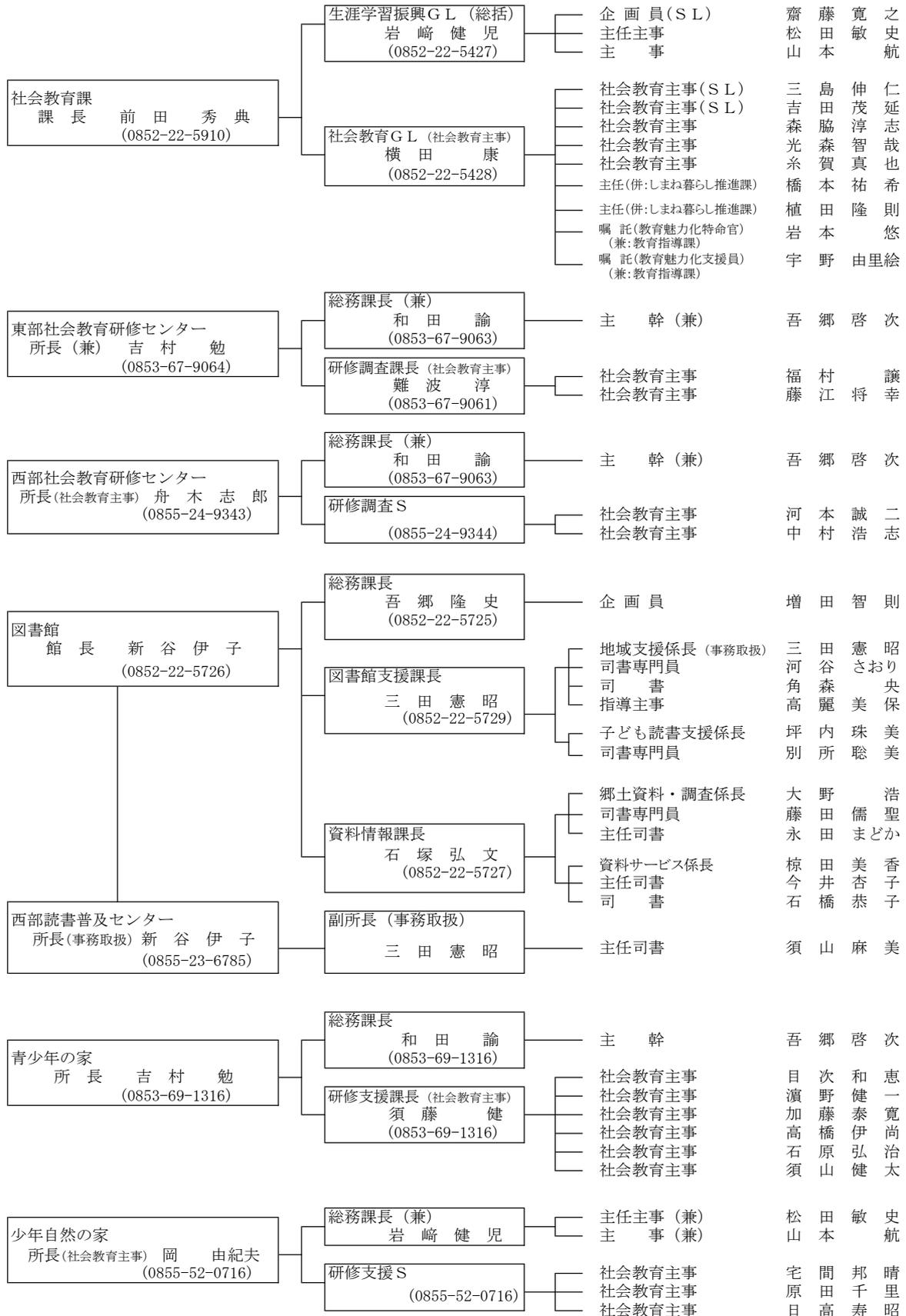
平成30年度「社会教育行政の方針と事業」目次

I 組織及び施策体系	
1 社会教育行政関係組織一覧	1
2 派遣社会教育主事等名簿	2
3 社会教育行政の施策体系図(島根県総合発展計画)	3
4 社会教育行政の施策体系図(第2期しまね教育ビジョン 21)	5
II 事業概要	
1 平成30年度当初予算額一覧表	8
2 主要事業の概要	
(1) 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	
1) ふるさと教育推進事業	9
2) 結集!しまねの子育て協働プロジェクト事業	11
3) 公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業	21
①地域課題解決型公民館支援事業	22
②ふるさと体験活動公民館支援事業	23
③公民館はじめの一步支援事業	24
④公民館ふるさと教育推進事業	25
⑤公民館ふるまい推進事業	26
4) 社会教育主事確保・養成事業	27
5) 家庭教育の支援体制整備事業	29
(2) 発達段階に応じた教育の振興	
1) 子ども読書活動推進事業	31
(3) 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	
1) 社会教育研修センター事業	32
2) 図書館事業	33
3) 青少年の家事業	34
4) 少年自然の家事業	35
5) 社会教育総合推進事業	36
(4) 文化芸術の振興	
1) 部活動地域指導者活用支援事業	37
2) 青少年文化活動推進事業	39
3 「教育魅力化」推進事業	40
III 資料編	42

I 組織及び施策体系

1 社会教育行政関係組織一覧

H30.4月 現在



【凡例】GL: グループリーダー SL: サブリーダー S: スタッフ

社会教育主事の配置状況 (大学・国立施設への派遣を除く)

社会教育課	本庁各課	教育事務所	東部社会教育研修センター	西部社会教育研修センター	青少年の家	少年自然の家	市町村派遣	計
6	5	5	3	3	7	4	24	57

2 派遣社会教育主事等名簿

松江教育事務所 所長 葛西秀也	社会教育スタッフ 企画幹 浜崎順子 (0852-32-5775)	橋津健一	松江市派遣	0852-55-5324
		渡部真介	松江市派遣	0852-55-5656
		小村玲子	松江市派遣	0852-55-5655
		仲西貴志	安来市派遣	0854-23-3255
出雲教育事務所 所長 藤江勲	社会教育スタッフ 企画幹 山碕延男 (0853-30-5685)	安井寿裕	出雲市派遣	0853-21-6909
		高橋兼造	出雲市派遣	0853-21-6909
		青木拓夫	雲南市派遣	0854-40-1073
		佐々木久彰	雲南市派遣	0854-40-1073
		古澤俊司	奥出雲町派遣	0854-52-2672
		川上壮	飯南町派遣	0854-76-3944
浜田教育事務所 所長 上部証司	社会教育スタッフ 企画幹 久佐日佐志 (0855-29-5709)	小川豊	浜田市派遣	0855-25-9720
		三浦洋子	浜田市派遣	0855-25-9720
		福本修司	大田市派遣	0854-83-8125
		岩谷和樹	大田市派遣	0854-83-8125
		佐々木努	川本町派遣	0855-72-0704
		藤住亨	美郷町派遣	0855-75-1217
益田教育事務所 所長 岡本昌浩	社会教育スタッフ 企画幹 品川智成 (0856-31-9676)	田原俊輔	益田市派遣	0856-31-0622
		谷上元織	益田市派遣	0856-31-0622
		佐々木将光	津和野町派遣	0856-72-1854
		水上真悟	吉賀町派遣	0856-77-1285
隠岐教育事務所 所長 有木健二	社会教育スタッフ 企画幹 林明範 (08512-2-9776)	山下裕次	海士町派遣	08514-2-1221
		木下浩秋	西ノ島町派遣	08514-6-0171
		兵馬稚比呂	知夫村派遣	08514-8-2301
		稲葉泰範	隠岐の島町派遣	08512-2-2126

各課・社会教育主事

後藤康太郎	教育指導課 地域教育推進室	0852-22-6428
吉田茂延	教育指導課 地域教育推進室(兼)	0852-22-5428
勝部雅之	人権同和教育課 社会人権同和教育担当	0852-22-6008
門脇健一	人権同和教育課 社会人権同和教育担当	0852-22-6008
西村睦	保健体育課 生涯スポーツ振興グループS L	0852-22-5423
名目良明利	保健体育課 生涯スポーツ振興グループ	0852-22-5423

国の機関等

寺戸真一	国立三瓶青少年交流の家 事業推進室長	0854-86-0319
武田尚志	国立三瓶青少年交流の家 企画指導専門職員	0854-86-0319

3 社会教育行政の施策体系図（「島根総合発展計画」をもとに）

島根が目指すべき将来像

『豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根』

基本目標	政策	施策	事業名	
<p>Ⅲ・心豊かなしまね</p> <p>～地域を愛し、次代を担う心豊かな人材を育成するとともに、県民が心豊かで生きがいのある人生を実感できる社会を目指します～</p>	Ⅲ-1 教育の充実	Ⅲ-1-1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実		
			ふるさと教育推進事業	
			結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業	
			公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業	
			社会教育主事確保・養成事業	
			家庭教育の支援体制整備事業	
	Ⅲ-2 多彩な県民活動の推進	Ⅲ-2-1 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進		
			社会教育研修センター事業	
			図書館事業	
			青少年の家事業	
			少年自然の家事業	
			社会教育総合推進事業	
			Ⅲ-2-3 文化芸術の振興	
				部活動地域指導者活用支援事業
青少年文化活動推進事業				

Ⅲ-1 教育の充実

学校・家庭・地域の連携協力による様々な取り組みなどで教育の充実を図り、社会に貢献する気持ちや、生命を尊重するなどの豊かな心を持ちながら、島根や身近な地域などへの愛着や誇りを土台に、自らの夢や希望に向かって意欲的に進む子どもたちを育みます。

Ⅲ-1-1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実

ふるさとに愛着と誇りを持ち、次世代の地域を担う子どもを育成するとともに、基本的な生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもに成長するよう、学校・家庭・地域が連携協力し、一体となった取り組みを進めます。

Ⅲ-1-2 発達段階に応じた教育の振興

幼保小中高が連携を図りながら、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進することにより、児童生徒が、心身の健康と学力を身につけ、社会に能動的に関わる態度や貢献する心を持つよう育みます。

Ⅲ-2 多彩な県民活動の推進

ボランティアやNPO活動など、多様な主体による幅広い分野の自主的・主体的な活動を促進するとともに、県民一人ひとりが、学習活動や、スポーツ・文化芸術活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域づくりを目指します。

Ⅲ-2-1 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進

県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習の成果が社会生活に活かされる生涯学習社会を目指します。また、多くの県民が、地域課題の解決に向けた様々な社会貢献活動に、積極的に参加しやすい環境づくりを目指します。

Ⅲ-2-3 文化芸術の振興

広く県民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境づくりを目指します。

4 社会教育行政の施策体系図（「第2期しまね教育ビジョン21」をもとに）

基本理念 『島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり』

教育目標	施策 事業名
向かっていく 学力	1-(4)読書活動の推進 子ども読書活動推進事業
広がっていく 社会力	2-(1)社会性の育成 2-(4)ふるさと教育の推進 ふるさと教育推進事業
高まっていく 人間力	3-(1)心の教育の推進 3-(2)「しまねのふるまい」の推進 公民館ふるまい推進事業 3-(5)文化活動の推進 部活動地域指導者活用支援事業 青少年文化活動推進事業
島根の教育目標を 達成するための 基盤	4-(9)学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進 結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業 社会教育主事確保・養成事業 家庭教育の支援体制整備事業 4-(10)社会教育の振興 公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業(公民館ふるまい推進事業を除く) 社会教育研修センター事業 図書館事業 青少年の家事業 少年自然の家事業 社会教育総合推進事業

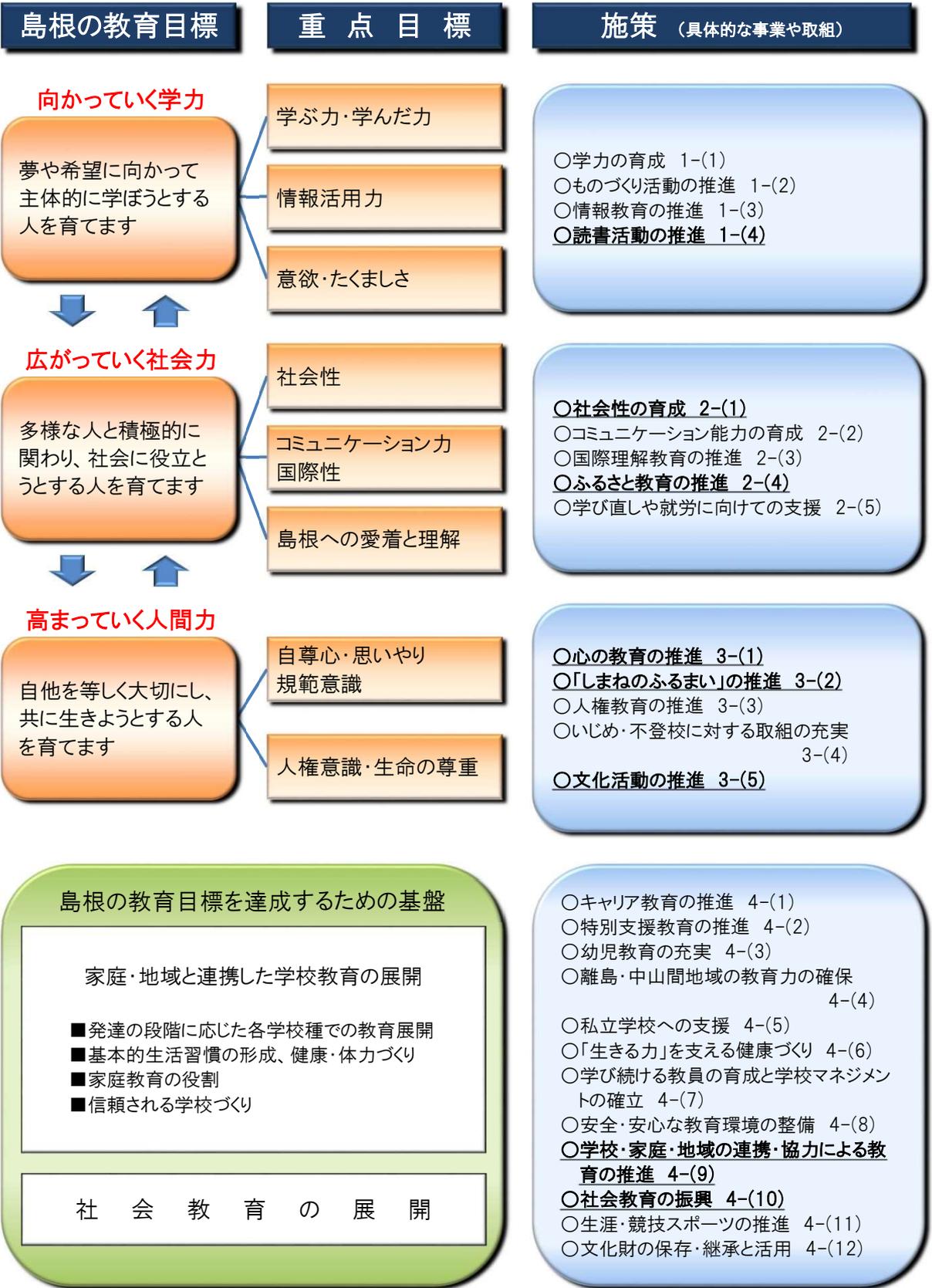
第2期しまね教育ビジョン21の全体構造

基本理念

島根を愛し

世界を志す

心豊かな人づくり



孔子教育“魂”

II 事業概要

1 平成30年度 当初予算額一覧表

(単位:千円)

事業名	H29	H30	増減
1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	162,272	139,097	▲ 23,175
(1)ふるさと教育推進事業	25,430	25,340	▲ 90
(2)結集!しまねの子育て協働プロジェクト事業	103,205	75,880	▲ 27,325
(3)公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業	28,258	32,858	4,600
①地域課題解決型公民館支援事業	19,558	19,558	0
②ふるさと体験活動公民館支援事業	2,300	4,400	2,100
③公民館はじめの一步支援事業	-	2,500	2,500
④公民館ふるさと教育事業	5,400	5,400	0
⑤公民館ふるまい推進事業	1,000	1,000	0
(4)社会教育主事確保・養成事業	4,379	3,919	▲ 460
(5)家庭教育の支援体制整備事業	1,000	1,100	100
2 発達段階に応じた教育の振興	3,039	3,618	579
(1)子ども読書活動推進事業	3,039	3,618	579
3 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	290,319	291,711	1,392
(1)社会教育研修センター事業	11,780	11,798	18
(2)図書館事業	110,469	111,721	1,252
(3)青少年の家事業	98,465	98,021	▲ 444
(4)少年自然の家事業	68,215	68,405	190
(5)社会教育総合推進事業	-	1,766	1,766
(社会教育関係団体活性化事業)	685	-	▲ 685
(生涯学習総合推進事業)	705	-	▲ 705
4 文化芸術の振興	19,197	22,603	3,406
(1)部活動地域指導者活用支援事業	-	13,636	13,636
(2)青少年文化活動推進事業	8,960	8,967	7
(「ふるさとティーチャー」派遣事業)	10,237	-	▲ 10,237
行政事務費	12,353	11,930	▲ 423
合計	487,180	468,959	▲ 18,221

2 主要事業の概要

事業名	1(1) ふるさと教育推進事業						
事業概要	<p>県内全ての公立小中学校の全学年・全学級で、地域の教育資源「ひと・もの・こと」を活用し、9年間を通した系統的・発展的な学習活動を行うことで、子どもたちの地域への愛着や地域貢献の意欲を高めるための市町村の取組に対し支援する。また、公民館等で行う「ふるさと教育」に対し支援する。</p>						
事業内容	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>ふるさと教育基本方針</p> <p style="text-align: right;">島根県教育委員会</p> <p>1 ふるさと教育の基本方針</p> <p>島根に残る美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、地域を支える次世代の育成をすすめていく必要がある。</p> <p>そこで、地域においては、住民がふるさとの現状や歴史などに改めて向き合うことで、その魅力や普遍的な価値に気づき、理解を深めていく。</p> <p>学校においては、地域の人々とともに自然体験、社会体験等を通じて、子供たちに地域社会の一員としての自覚を持たせ、社会性を育む。また、地域課題に正対することで、ふるさとへの貢献意欲を育む。</p> <p>また、ふるさと教育を着実に推進していくため、引き続き学校・地域が相互理解の上に緊密に連携し、それぞれの役割を果たしながら取り組む。</p> <p>2 ふるさと教育の定義 地域の教育資源(ひと・もの・こと)を活かした教育活動</p> <p>3 ふるさと教育が目指すもの</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">(1) 地域</td> <td style="width: 33%;">・地域住民のふるさとへの理解促進</td> <td style="width: 33%;">・地域を支える次世代の育成</td> </tr> <tr> <td>(2) 学校</td> <td>・ふるさとへの愛着や誇りの醸成</td> <td>・地域に貢献しようとする意欲の喚起</td> </tr> </table> <p>4 主な取組</p> <p>(1) 地域 地域の課題解決に向けた取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域における体験活動の充実 ○担い手育成など、地域の課題をテーマとした取組の充実 ○学校支援体制の充実 <p>(2) 学校 学習の深まりを意識した取組となる指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就学前から高等学校までの一貫性のある教育の充実 ○発達の段階を踏まえた教育の充実 ○地域・島根と世界や我が国との関連性を意識させ、幅広い視野でふるさとを捉える指導の推進 </div> <p>〔第5期 ふるさと教育の方向性〕</p> <p>① 市町村交付金</p> <p>県内全ての公立小中学校の全学年・全学級で小中9年間を通した系統的・発展的な「ふるさと教育」を実施や「ふるさと教育」を支援する中学校区ごとの体制を整えるため交付金を助成する。各市町村の実状に応じた取組ができるようスキームを工夫。</p> <p>② 学校と企業等との連携</p> <p>学校と企業等が連携して教育活動を行うために必要な企業等の情報収集と公開。社会教育課が情報をホームページにアップした後、学校と企業とが直接やり取りを行う。(現在約350社を登録)</p> <p>③ 学校と地域の連携実践研修</p> <p>地域との連携担当の教職員を対象として、地域連携を推進していくための知識と技術を習得し、実践へつなげるための研修を実施。夏季休業中に、松江と浜田で開催予定。</p> <p>④ 「教育の魅力化」との連携</p> <p>関係各課で「ふるさと教育」と「教育の魅力化」との連携による効果的な取組の在り方を検討する。</p>	(1) 地域	・地域住民のふるさとへの理解促進	・地域を支える次世代の育成	(2) 学校	・ふるさとへの愛着や誇りの醸成	・地域に貢献しようとする意欲の喚起
(1) 地域	・地域住民のふるさとへの理解促進	・地域を支える次世代の育成					
(2) 学校	・ふるさとへの愛着や誇りの醸成	・地域に貢献しようとする意欲の喚起					

ふるさと教育

<子どもの現状・課題>

- ・自然体験や社会体験、生活体験の不足
- ・学習意欲、コミュニケーション能力の低下
- ・善悪の判断、規範意識の低下、思いやりの心の欠如
- ・家庭や地域の教育力の低下

学校・家庭・地域の連携協力による「ふるさと教育」推進

ふるさと教育の定義

地域の教育資源(ひと・もの・こと)を活かした教育活動

県

【市町村におけるふるさと教育推進体制構築のための支援】

- ◎市町村に交付金を交付
- ◎県の機関・施設の持つ人材、情報、学習機会の提供
- ◎より充実した「ふるさと教育」を進めるための教員研修を実施
- ◎学校と企業等が連携して教育活動を実施するための情報提供



連携

市町村

【「ふるさと教育」を進めるための体制づくり】

- ◎ネットワーク会議を開催し、ふるさと教育推進計画を策定
- ◎学校や地域の取組に対する指導・助言
- ◎教職員や地域人材を対象とした研修会の実施
- ◎「ふるさと教育」の取組を広く情報発信



学校

【学習の深まりを意識した指導の充実】

- 地域のひと・もの・ことを生かした「ふるさと教育」を年間35時間以上展開
- 明確なねらいをもった「ふるさと教育」の展開
- 就学前から高等学校までの縦のつながりを意識した系統性・発展性のある「ふるさと教育」の展開
- 中学校区の「ふるさと教育全体計画」「ふるさと教育一覧表」の作成等による情報共有



家庭・地域・企業等

【「ふるさと教育」を発展・補完・深化させるための社会教育事業の展開】

- 中学校区における公民館等のネットワーク化
- 学校支援担当者同士のネットワーク強化
- 学校支援ボランティアや指導者の発掘・育成

【企業や団体等による学校支援】

- 支援企業・団体等連携した取組の推進

学びの発展性・系統性のイメージ(例)

「教育の魅力化」との連携

☆ふるさとの人と触れ合い、思いを感じる。

☆ふるさとの人々の思いや生き方を学んで、考えたことを学習に生かす。

出会う

気づく

考える

生かす

☆ふるさとに親しみ、よさを知る。

☆ふるさとのために自分にできることを考えて行動する。

学校支援地域本部等との連携

就学前

高等学校

小学校

中学校

効果

地域

学校

- ・地域住民のふるさとへの理解促進
- ・地域を支える次世代の育成

- ・ふるさとの愛着と誇りの醸成
- ・地域に貢献しようとする意欲の喚起

事業名	1(2) 結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業
事業概要	市町村が実施する学校支援、放課後支援、外部人材を活用した教育支援(土曜日の教育支援)、地域未来塾、家庭教育支援に対し支援するとともに、地域全体で子どもを育む体制づくりを推進する。
事業内容	<p>①市町村支援事業 実施主体:市町村 負担割合:国 1/3 県 1/3 市町村 1/3</p> <p>学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼し合える関係を築きながら、地域全体で子どもを育む市町村の取組を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校支援 <ul style="list-style-type: none"> 地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員や地域の大人が子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図る。 ○放課後支援(放課後子ども教室等) <ul style="list-style-type: none"> 小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。 ○外部人材を活用した教育支援 <ul style="list-style-type: none"> 地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用して、土曜日等に体系的・継続的なプログラムを企画・実施する取組を支援し、教育支援体制の構築を図る。 ○地域未来塾 <ul style="list-style-type: none"> 学習の機会や学習習慣を定着させることが難しい家庭にある中学生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による学習支援を推進する。 ○家庭教育支援 <ul style="list-style-type: none"> 親学プログラムを活用した保護者への学習機会の提供や、親学ファシリテーター等の組織化などによる相談対応など、全ての親が安心して教育を行うための支援活動を推進する。 <p>②実践活動推進事業 実施主体:県 負担割合:国 1/3 県 2/3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> 地域学校協働活動の総合的な在り方について協議を行う。 ※地域学校協働活動 <ul style="list-style-type: none"> 幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域のコミュニティを活性化する活動 ○人材育成研修 <ul style="list-style-type: none"> 地域全体で子どもを育む体制づくりにかかわる市町村担当者やコーディネーター等の養成・資質向上のための研修を実施する。

学校・家庭・地域の力を**結集!**★

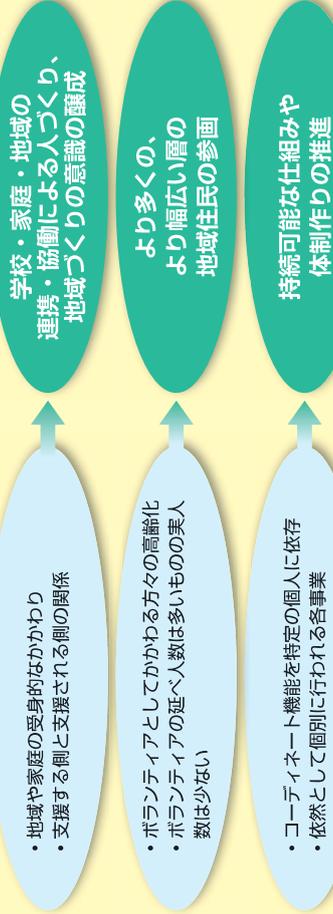
して地域の宝である子どもを健やかに育てましょう!!
子どもも大人も学び合う魅力ある地域をつくりましょう!!

1. 島根県では地域全体で教育に取り組む体制づくりを進めてきました

●これまでの成果

- ◇子どもの健やかな成長や地域の活性化
 - ・地域のたくさんの方が子どもの教育に参画し、子どもの学びや体験活動が充実
 - ・活動に参加する人々にとつての生き甲斐やつながりの場の広がり
- ◇地域の美観に**応じた仕組み作り**や**取組**
 - ・学校区ごとの協議会を立ち上げ、子どもの教育にかかわる様々な活動について話し合う
 - ・複数の事業の合同研修会、合同会議の実施

●問題点と今後の課題



2. これからの結集! しまねの子育て協働プロジェクト

これまで進めてきた「地域住民が積極的に子どもの教育に関わる環境づくり」をさらに進め、**各事業が連携する仕組みづくり**や、学校・家庭・地域が**めざす子ども像**や**地域像(目標やビジョン)**を共有できる体制づくりを強化し、地域全体の教育力の向上を図ります。

3. 今後の仕組作りの提案

point1 支援→連携・協働 → point2 個別の活動→総合化・ネットワーク化

結集! 協働本部の設置

小学校区、中学校区ごと等に「協働本部」を設置し、結集! しまねの子育て協働プロジェクトを推進する体制を整えましょう。

目標やビジョンの共有

複数の会議を一つにまとめ、様々な活動が、めざす子ども像や地域像の共有のもと展開されるようにしましょう。

コーディネーター機能の充実

コーディネーターや統括コーディネーター機能の充実を図りましょう。

結集! しまねの子育て協働プロジェクト

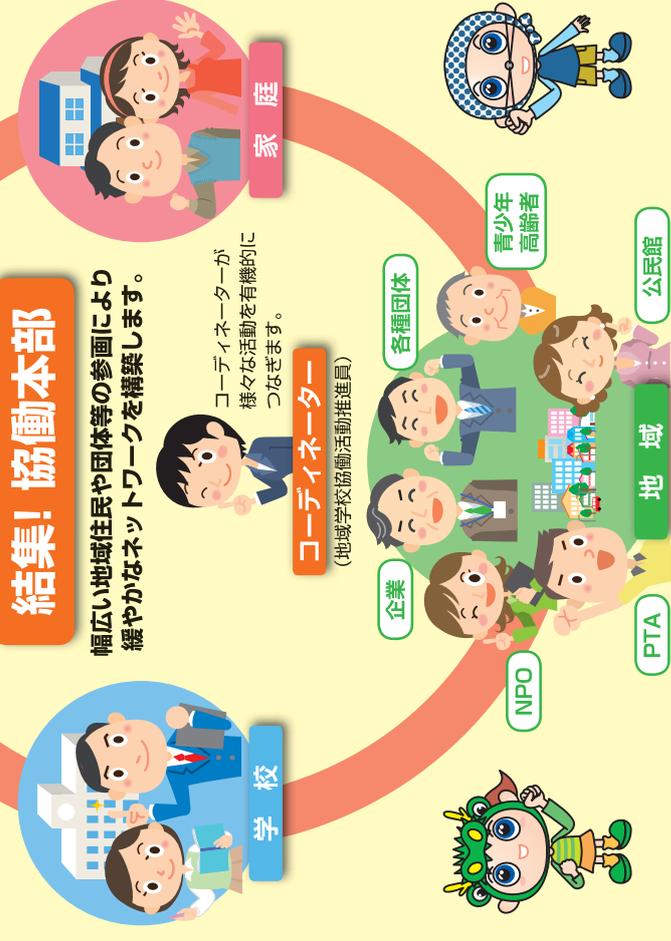
幅広い地域住民等の参画により、学校・家庭・地域が、連携・協働しながら、地域総がかりで子どもの成長を支え、地域を創生する活動を実施します。



めざす子ども像・地域像(目標やビジョン)の共有

結集! 協働本部

幅広い地域住民や団体等の参画により、緩やかなネットワークを構築します。



学校支援

地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員や地域の大人が子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図る。

結集！しまねの子育て協働プロジェクト

学校支援

家庭教育支援

放課後支援

有機的な連携

外部人材を活用した教育支援

地域未来塾

社会教育で学んだ成果を生かす場

子どもと向き合う時間の拡充

地域の教育力の向上

地域の実情に応じた組織や仕組みづくり

市町村運営委員会
地域教育協議会 等

コーディネーター

調整

学校支援ボランティア

協働活動推進員、協働活動サポーター、学習支援員 等

【学習支援】

【部活動支援】

【環境整備】

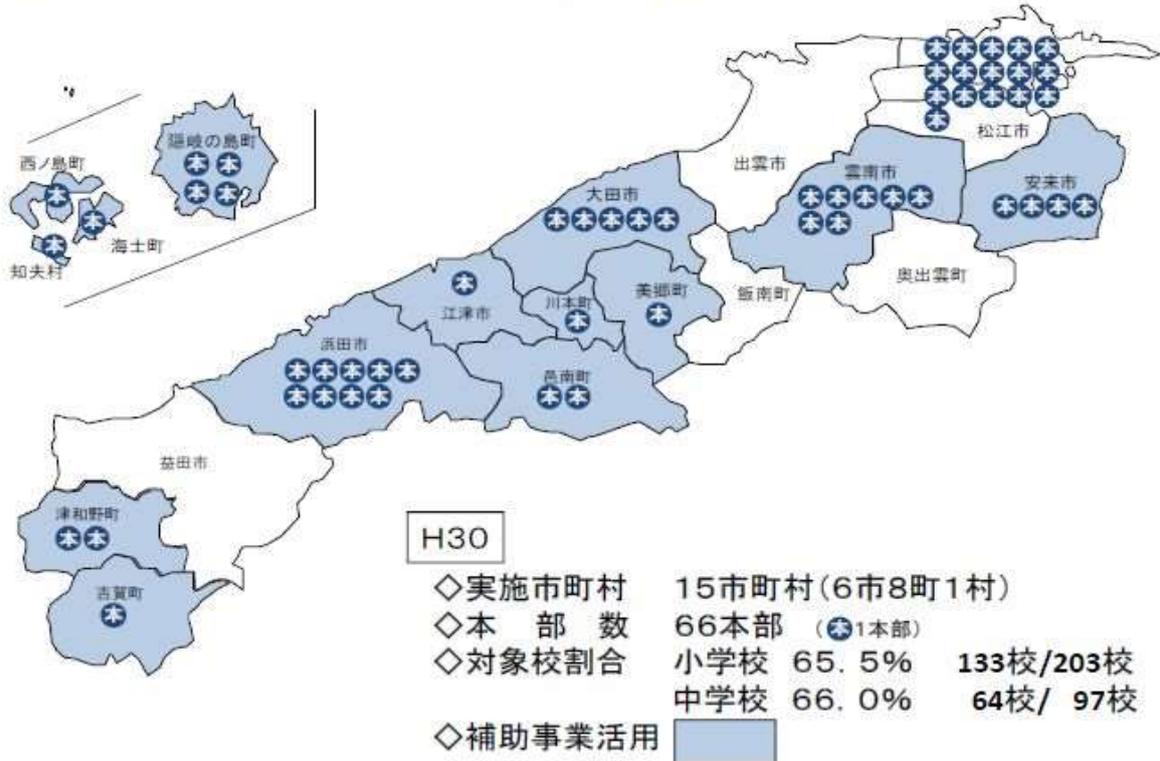
【登下校安全支援】

【学校行事支援】



地域住民や児童生徒の保護者、学生、社会教育団体、NPO、企業など地域全体で活動に参画・協力

平成30年度 学校支援事業実施予定



学校支援 市町村別実施状況

市町村名	事業実施		学校支援地域本部数		対象学校数			
	H29	H30	H29	H30	中学校		小学校	
					H29	H30	H29	H30
松江市	○	○	16	16	17	16	35	34
安来市	○	○	3	4	3	4	12	14
出雲市			0	0	0	0	0	0
雲南市	○	○	7	7	7	7	15	15
奥出雲町			0	0	0	0	0	0
飯南町			0	0	0	0	0	0
浜田市	○	○	9	9	9	9	16	16
大田市	○	○	5	5	6	6	16	16
江津市	○	○	11	11	4	4	7	7
川本町	○	○	1	1	0	0	1	1
美郷町	○	○	1	1	2	2	2	2
邑南町	○	○	2	2	3	3	8	8
益田市			0	0	0	0	0	0
津和野町	○	○	2	2	2	2	4	4
吉賀町	○	○	1	1	4	4	5	5
海士町	○	○	1	1	1	1	2	2
西ノ島町	○	○	1	1	1	1	1	1
知夫村	○	○	1	1	1	1	1	1
隠岐の島町	○	○	4	4	4	4	7	7
合計	15	15	65	66	64	64	132	133
県内公立学校総数					98	97	203	203
対象校の全学校数に占める割合					65.3%	66.0%	65.0%	65.5%

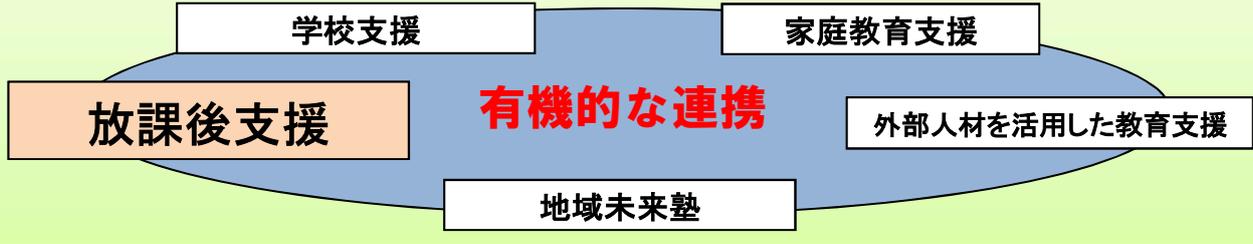
※平成30年度の数値は平成30年度仮申請書から転記。

※県小学校数・中学校数は、「学校基本調査」から公立校(分校を含む)数を転記。

放課後支援

子どもたちの安心安全な活動拠点を確保し、様々な学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資すると共に、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る。

結集！しまねの子育て協働プロジェクト



放課後子ども教室

(学校の余裕教室、体育館、グラウンド、公民館等を活用して様々な活動を実施)

コーディネーター

(取組の企画、担い手確保、全体調整)

連携・協力

多様なプログラムの提供

協働活動推進員等 協働活動サポーター

(学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理)

参画

地域住民等

地域住民や児童生徒の保護者、学生、社会教育団体、NPO、企業など
地域全体で活動に参画・協力

放課後児童クラブ (厚生労働省)

「放課後子ども総合プラン」として可能な限り一体的にまたは連携して実施

【活動の例】

- 学習活動
宿題の見守り・指導
読み聞かせ
- 体験活動
工作・実験教室
料理教室
スポーツ・文化活動
- 交流活動
自由遊び
昔遊び
地域行事への参加

放課後児童クラブの児童が
放課後子ども教室の取組に
参加



平成30年度 放課後支援事業実施予定



放課後子ども教室・放課後児童クラブ 市町村別実施状況

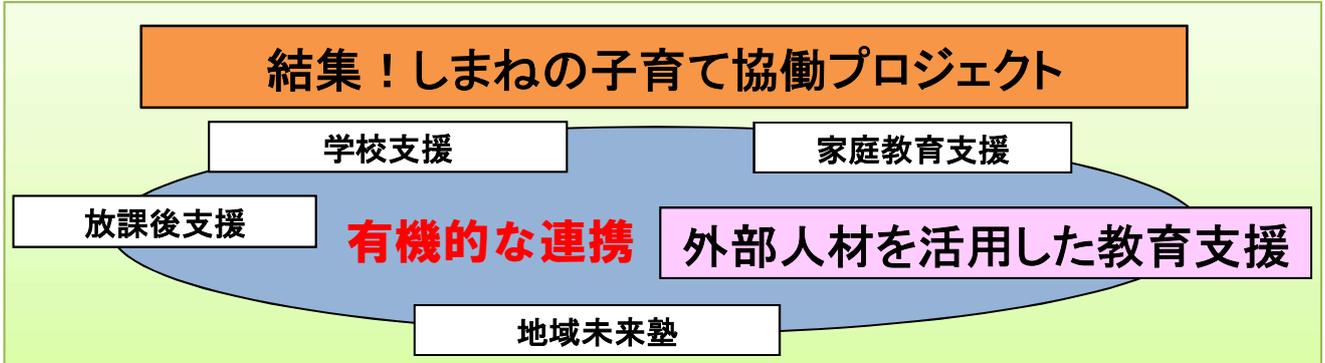
市町村名	放課後子ども教室		放課後児童クラブ		小学校区数
	開設教室数 (放課後子ども教室数)	開設小学校区数	開設クラブ数 (放課後児童クラブ数)	開設小学校区数	
松江市	34	34	64	32	35
安来市	2	8	13	13	17
出雲市	57	36	44	34	37
雲南市	20	15	10	9	15
奥出雲町	1	1	9	9	10
飯南町	4	4	0	0	4
浜田市	15	14	19	15	16
大田市	19	13	9	6	16
江津市	14	7	7	7	7
川本町	1	1	0	0	1
美郷町	2	2	3	2	2
邑南町	9	8	8	8	8
益田市	12	11	15	10	15
津和野町	3	2	5	4	4
吉賀町	4	4	8	5	5
海士町	1	2	1	1	2
西ノ島町	1	1	1	1	1
知夫村	1	1	0	0	1
隠岐の島町	7	7	2	2	7
合計	207	171	218	158	203
校区対比		84.2%		77.8%	

※放課後子ども教室数関連数値は平成30年度仮申請書から転記。

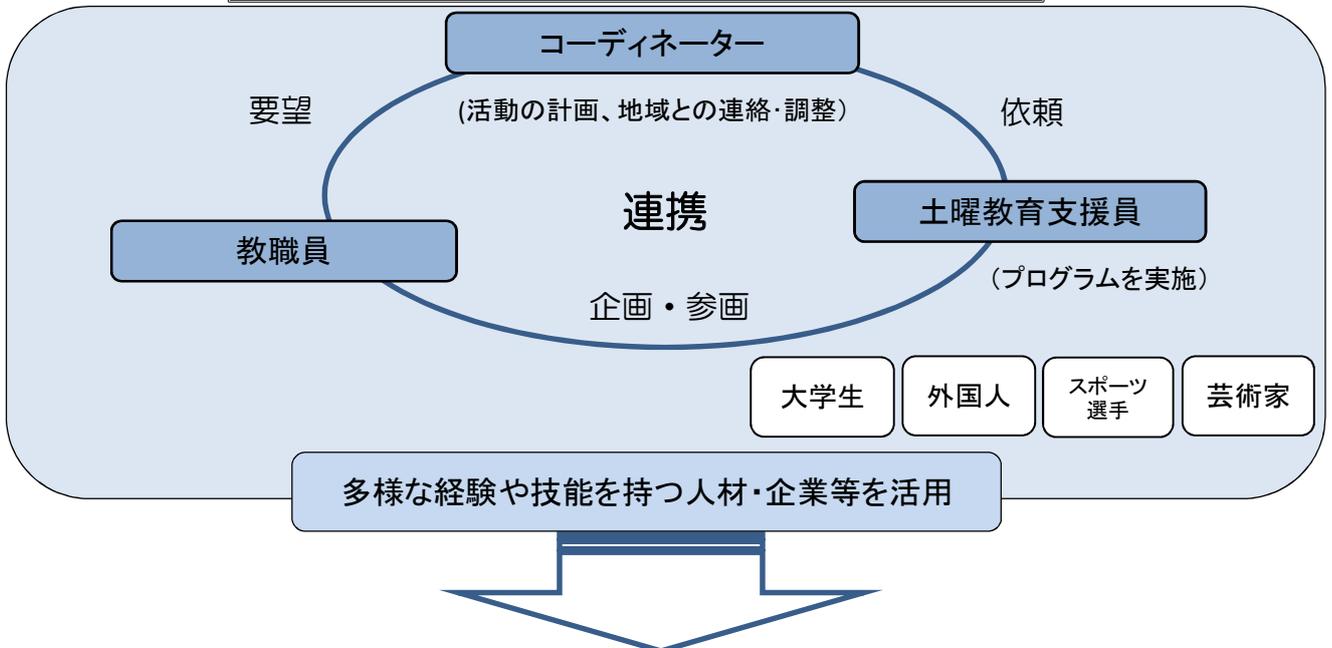
※放課後児童クラブ関連数値は厚労省放課後健全育成事業実施状況調査(平成29年5月1日現在)による。

外部人材を活用した教育支援

地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用し、体系的・継続的なプログラムの実施や地域と連携した土曜日等の教育支援体制の構築を図る。



外部人材を活用した教育支援体制の仕組み



【プログラム例】

社会人と語る キャリア教育

- ・様々な職種・経験をもつ社会人から学ぶ。
- ・仕事を模擬体験し、将来の自分を考える。

芸術家による 「本物」の文化体験

- ・プロの芸術家による作品制作や鑑賞方法を指導
- ・地域のイベントや学校行事等とタイアップした作品展示の場のセット



在外経験者や 外国人による英語学習

- ・“今日から使える”楽しい英会話
- ・“目指せ英検3級”



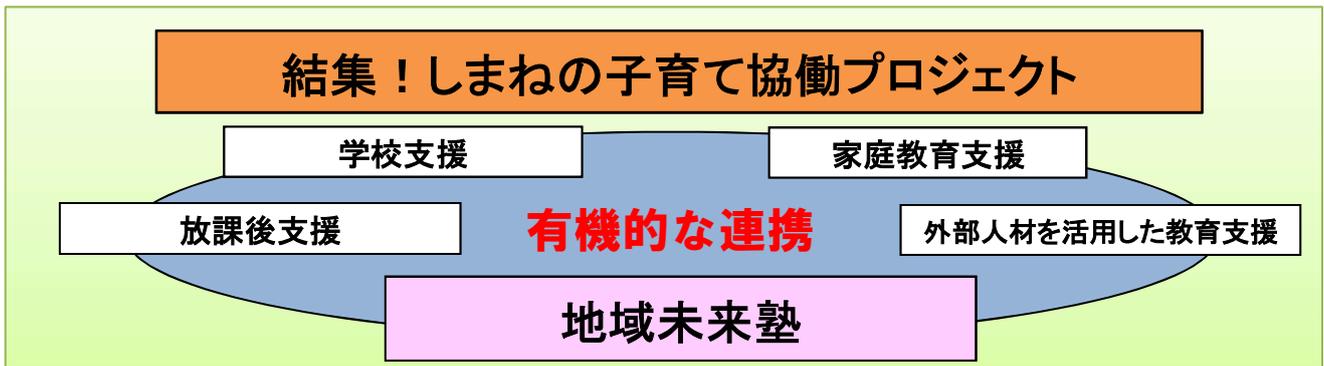
学習機会の拡充を図る 「学力向上ゼミ」

- ・エンジニアによる“使える算数・数学講座”
- ・科学実験教室

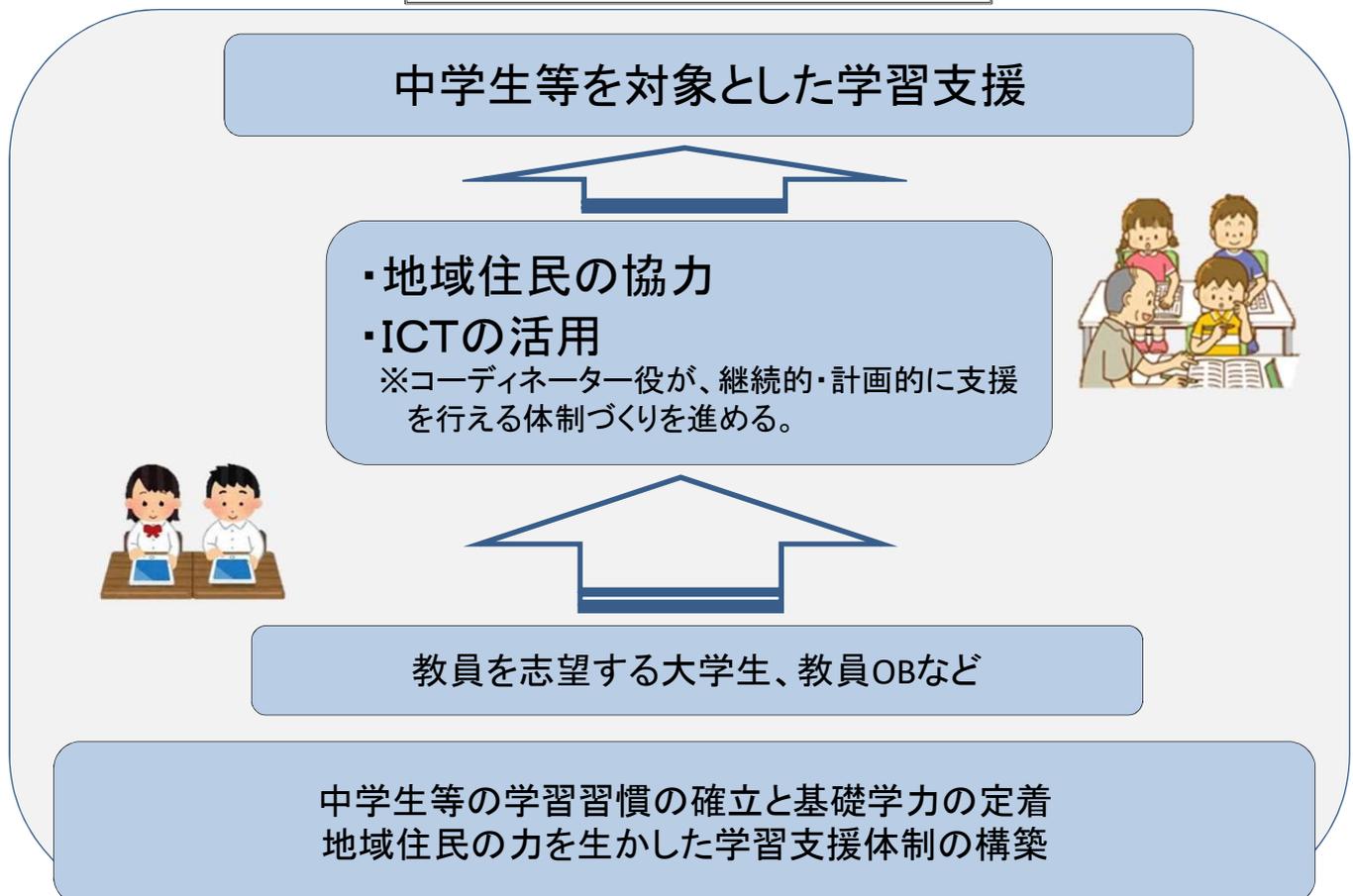
地域未来塾

学習の機会や学習習慣を定着させることが難しい家庭にある中学生等を対象に、地域住民の協力やICTの活用等により学習支援を推進する。

また、事業に関わる地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る。



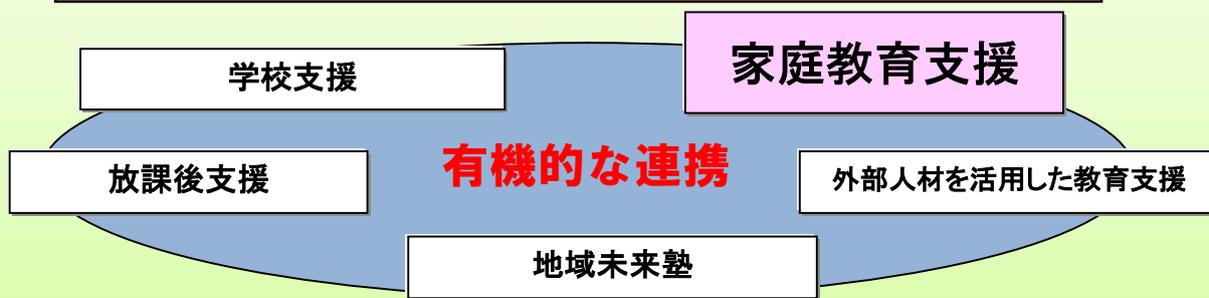
地域未来塾の仕組み



家庭教育支援

保護者へ学習機会の提供や相談対応及び情報提供を行うことにより、身近な地域においてすべての保護者が安心して家庭教育を行えるよう支援する。

結集！しまねの子育て協働プロジェクト



楽しく語り合う

悩みの共有

気づき

親としての成長

不安の解消

大人同士がつながる

子育てについて語り合う

親学ファシリテーター（親学プログラム・親学プログラム2の進行役）

親学とは

親としての役割や子どもとの関わり方についての気づきを促したり、親同士がともに学んでつながり合うことを目的とした、参加型の学習プログラム

親学プログラム

「わが子との関係性」の中で「家庭内における親の学び」を身に着けることを目的としたプログラム

【プログラム例】・親としての心構え ・親子のコミュニケーション ・しつけとルール

親学プログラム2

わが子だけでなく「よその子・よその親・学校・地域との関係性」も考え、「家庭外や地域社会における親の学び」を身に着けることを目的としたプログラム

【プログラム例】・親の社会的役割を考える ・いじめや児童虐待防止について考える

【親学プログラム実施場所の例】

保育所

幼稚園

学校

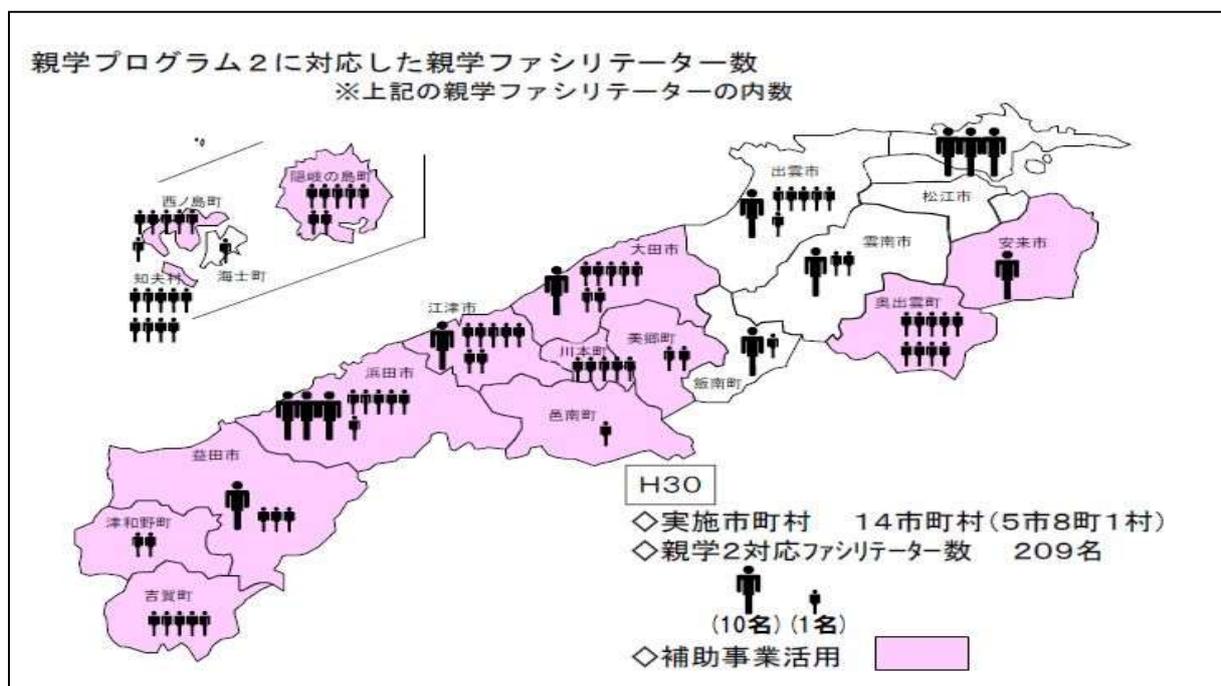
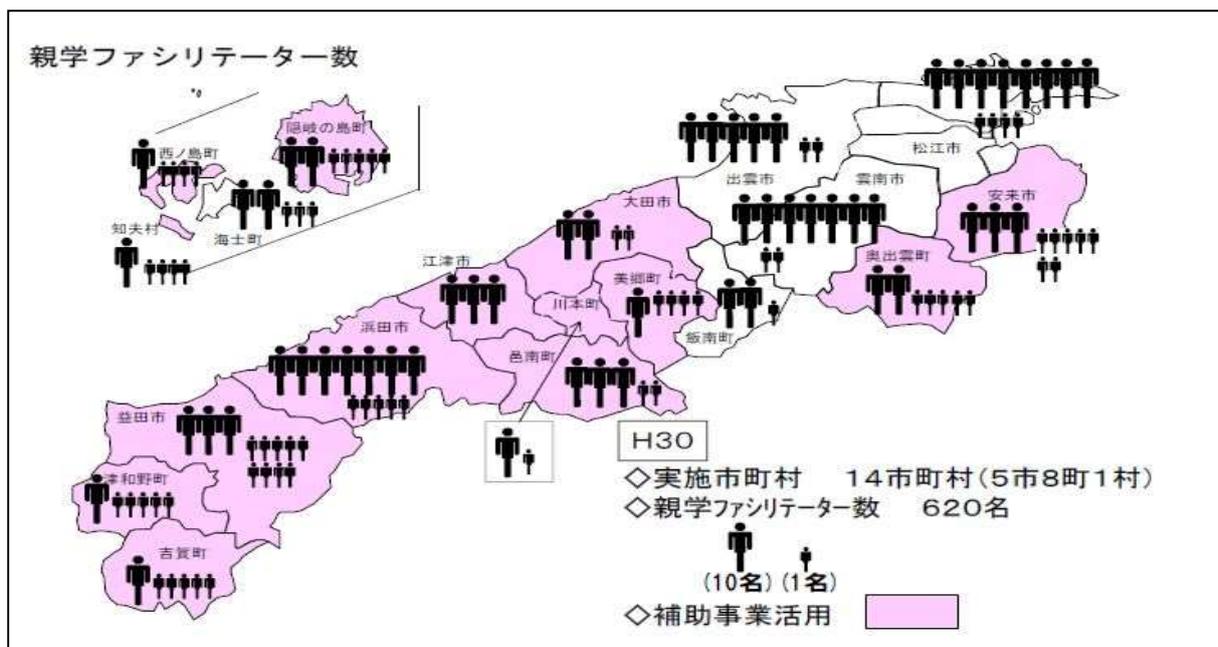
公民館

図書館

職場

子育て支援センター

平成30年度 家庭教育支援事業実施予定



家庭教育支援事業(親学プログラム・親学ファシリテーター活用)の実施状況

	親学プログラムを活用した研修会数〔回〕						研修参加者数(延べ)〔人〕							
	県		市町村				計	県		市町村				計
	H22～25	H26	H27	H28	H29	H22～25		H26	H27	H28	H29			
計	574	170	235	220	184	1,383	15,909	4,890	6,266	5,935	4,523	37,523		

H22～24 県による親学ファシリテーター養成開始

H22～24 県による親学ファシリテーターの派遣

H25～ 市町村が実施主体となり、ファシリテーター養成、親学プログラム・親学ファシリテーターを活用した研修を実施

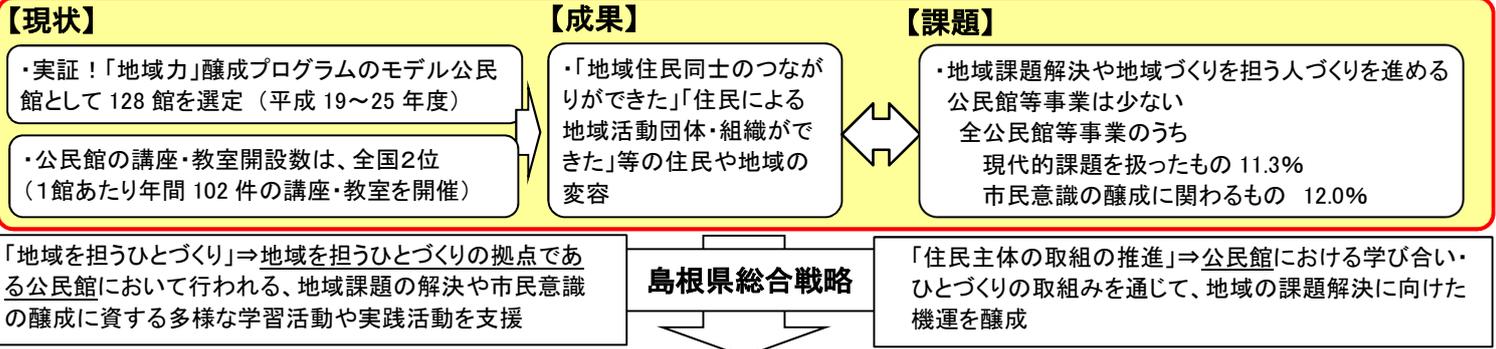
H26～ 「親学プログラム2」の試行実施、親学プログラム2に対応できるファシリテーターの養成

H27 「親学プログラム2」実施版完成

H28～ 親学プログラム2対応親学ファシリテーターブラッシュアップ研修、親学プログラム体験講座

事業名	1(3) 公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業
事業概要	市町村が地域の教育資源を活用し、地域づくりに主体的に参画しようとする人づくりを進めるために、地域の拠点である公民館の機能強化、公民館活動の充実を図るための支援を行う。
事業内容	<p>①地域課題解決型公民館支援事業[継続](H28～31) 地域課題を明確にし、その解決を図ろうとする地域住民の活動を支援する地域課題解決型モデル公民館を選定し、その成果発表の場を設け、そのプロセス・ノウハウ等を県下に波及させる。 ○5テーマ(若者の地域参画、生活課題の解決、防災を通じた絆づくり、子育て・家庭教育支援、その他の課題枠) ○1テーマ6館×5テーマ×@600千円 新規(最長2年間の選定) ○モデル指定の2年目以降については地域振興部局事業等を活用した取組に移行 ○成果発表会 H28～H31 ○事業報告書 H28～H31 ○手引書の作成 H31</p> <p>②ふるさと体験活動公民館支援事業[継続](H28～30) 子どもたちが、島根の人や自然と深く関わり、ふるさとへの愛着や貢献意識を高めるために、公民館等が地域住民の協力を得て行う民泊、通学合宿等の宿泊を伴う体験活動に対する支援の在り方や体験プログラムの開発、成果の検証等を行い、ふるさと島根にある教育資源を生かした体験活動の普及啓発を図る。 ○新たに長期宿泊体験活動を始める、または宿泊数を増やすなどの取組の充実を図る公民館等 ・長期 上限@200千円×5箇所程度 ・短期 上限@100千円×5箇所程度 ○フォーラム開催 H28～H30 ○事例冊子作成 H30</p> <p>③公民館はじめの一步支援事業[新規](H30～32) 公民館が地域における役割を認識し、実際に新規事業を立ち上げ、実践することを通して公民館職員のスキルアップ・マインドアップを図り、公民館事業を通じた「地域を担う人づくり」に向かって自主的に進んでいく公民館を育成する。 (a)はじめの一步チャレンジ (1 公民館等上限100千円 最大3館) (b)継続的な研修実施 (1 市町村公連上限100千円) (c)成果発表会・フォーラムの開催 (1 市町村公連上限100千円) ※1市町村公連上限500千円×5市町村公連程度(2, 500千円) ※(a)必須、(b)または(c)のいずれか必須(両方も可)</p> <p>④公民館ふるさと教育推進事業[継続](H28～30) 中学校区の育てたい子ども像を共有して、中学校区単位の複数の公民館が連携して公民館ふるさと教育を実施する。 ○1地区(中学校区)あたり助成金を200千円程度</p> <p>⑤公民館ふるまい推進事業[継続](H22～) 公民館を拠点として、家庭、学校と連携した取り組みを展開することで、ふるまい向上のさらなる普及を図るとともに、取組の定着及び拡大をめざす。 ○1館あたり上限50千円程度×20館程度</p>

地域課題解決型公民館支援事業(継続)



地域づくりに主体的に参画しようとする人づくりを進めるために、地域の拠点である公民館等の「学び」や「つながり」をつくる公民館活動の充実や公民館機能の強化を図るための支援を行う

事業概要

公民館の「学び」「つながり」をつくる取組を通じて、地域課題解決を図ろうとする人づくりを推進

【趣旨】
地域課題を明確にし、その解決を図ろうとする地域住民の活動を支援する地域課題解決型公民館を選定し、事業実施を支援すると共に、成果発表の場を設け、そのプロセス・ノウハウ等を県内に普及させる。また、本事業で育成した人材が地域活動に向けて動き出し、実践活動の継続を図る。

【事業内容】

○ 「地域課題解決型公民館」の募集…30館程度(5テーマ×6館程度)

- ・テーマ ①若者の地域参画 ②生活課題の解決 ③防災を通じた絆づくり ④子育て・家庭教育支援 ⑤その他の課題

・公民館等は、5つのテーマから取り組みたい課題を選択して応募

・事業実施にあたっては多様な主体(住民、関係機関、民間団体、企業等)との連携・協働の仕組みを構築

○ 申請にあたっての市町村・公民館等の役割

■ 公民館等を所管する市町村

取組姿勢を提示

- ・市町村における公民館等の位置づけ
- ・公民館等が本事業に参加することの必要性
- ・市町村の公民館等への支援体制
- ・本事業と市町村の公民館等振興策との連動 等

■ 公民館等

本事業に向けて始動するまでの動きの明確化

- ・なぜ本事業をするのか
 - ・誰が言い出したのか
 - ・それを誰に相談し企画・計画づくりに向かったのか 等
- ##### 人づくりを進めるプロセスや手法の明確化
- ・誰が、誰に、いつ、どのように、どうやって働きかけるのか等

○ 選定期間・事業費の助成

- ・地域課題解決型公民館としての選定は、原則、単年度
- ・1館当たり600千円以内の事業費を当該年度に助成
- ・成果発表会において、取組の内容を広く県内に伝え、他館が取組の参考にできるようにする

○ 実践事例集の作成

- ・公民館等の取組をまとめ、公民館等における人づくりの参考となるようにする

○ 事業の移行・発展

- ・学んだ成果を地域づくりに生かし住民・団体等が地域活動を行うことができるように、市町村職員(教育委員会、地域振興部局)、県職員(しまね暮らし推進課、中山間地域研究センター)が公民館活動をサポート



- 公民館機能の強化 公民館活動の充実
- 地域課題解決型公民館のノウハウ・スキルを全県へ波及(地域における取組の活性化)
- 公民館等を核とした人づくりにつながる学習活動、学びの成果を活かした実践活動の充実

ふるさと体験活動公民館支援事業(継続)

■現 状

【子ども】

- いじめ、ひきこもり、体力の低下、不登校等の問題
- 人間関係形成能力、コミュニケーション能力、規範意識等の低下

【地 域】

- 希薄な人間関係と大人の体験不足
- 地域住民によるふるさとへの理解が不十分

■課 題

【子ども】

- 直接体験の提供（体を動かす体験、自然体験、生活体験）
- 豊かな人間関係づくり（家族・地域住民と関わる機会の充実）

【地 域】

- 青少年教育に対する地域住民の積極的な協力
- 地域住民同士の間関係づくりと豊かな体験

ふるさと体験活動で子どもが変わる！地域が変わる！

事業概要

子どもたちが、島根の人や自然と深く関わり、ふるさとの中で行う体験活動を通して、地域への愛着や貢献意識を高めるとともに、公民館等が地域住民の協力を得て長期の宿泊を伴う体験活動を行うことで地域を担う人づくりを推進

【事業内容】

○公民館の募集（長期・短期各5館程度）

新たに長期宿泊体験活動を始める公民館等。または内容を再構築する、宿泊数を増やすなどの活動の充実を図る公民館等

長期（3泊4日以上） 上限@200千円×5箇所程度

短期（3泊未満） 上限@100千円×5箇所程度

※公民館等は長期または短期を選択して応募

※計画書、予算書をもとに、ヒアリングを経て採択館を選定

○活動の推進

- ・ふるさとの人や自然といった地域資源を活用した取組
- ・地域にある諸団体との連携や組織作りなど、地域住民を巻き込むための工夫

※事業の推進にあたっては、各市町村の派遣社会教育主事、及び青少年社会教育施設の社会教育主事が支援

○事業成果の発表

- ・体験活動フォーラムにおいて、取組内容を広く県内に周知
- ・H28～H30の実践をまとめ、事例集を作成（H30年度）

体験活動の例と期待される成果

◇地域の自然に親しむ体験を十分に取り入れる

◇地域住民との交流を中心としたプログラム

◇地域の生活・文化を取り入れた体験

◇農林水産業に関する体験や従事する人々との交流

地域住民や様々な団体の参画・支援

キャンプ

通学合宿

民泊

子ども

- 地域への関心・愛着の高まり
- コミュニケーション力の向上
- 自己有用感の高まり
- 達成感・満足感

地域

地域住民のふるさと理解

地域住民のつながりの深まり

若者による地域参画の増加

地域で子どもを育てる意識の醸成

地域住民の自己有用感の高まり

モデル実施した体験活動を普及啓発活動を通じて全県へ波及

公民館はじめの一步支援事業(新規)

島根の現状

- 「小さな拠点づくり」に向けた住民の意識醸成が必要
- 「教育の魅力化」を推進するための組織づくりが必要

要因 公民館等(職員)の自信の喪失

- ・マンパワーの不足 ・研修機会の減少
- ・人口減少、少子高齢化 ・地域力の低下
- ・市町村の支援体制の脆弱化 ・予算の減少
- ・地域課題の複雑化・多重化

公民館等の現状

- 地域課題を解決していく取組を進める公民館等の増加
- 地域貢献活動する地域住民を育成する公民館等の増加

公民館間、地域間の格差



- 事務局業務などに忙殺され、人を集めたり、学びの場の提供でにくい公民館等がある。
- 公民館等に対する研修の場が少なく、学びによる事業や活動の変化が見られにくい。

地域課題の解決に不可欠なのは「人づくり」
「人づくり」の拠点は公民館

事業概要

公民館等が地域における役割を認識し、「人を集わせる」「学びの場をつくる」等の取組を通して、「地域を担う人づくり」に向かって進んでいく公民館等の育成支援を行う。

県内において「人づくり」機能の空白をつくらないために、「新しい動きに手が出せない」「自信がない」公民館等を一步前に進める取組が必要

- 公民館等(職員)自体に自信・意欲をもたせる仕掛け
- 公民館等をサポートする市町村の意識改革、支援体制の構築

○事業費計 2,500 千円(5 市町村公連程度を想定)

県公連

補助

市町村公民館
連絡協議会等
[市町村]
[派遣社会教育主事]
(上限 500 千円)

① はじめの一步チャレンジ(1 公民館等上限 100 千円)
集わせる・学びの場をつくる等の取組の実践

② 継続的な研修実施(1 市町村公連上限 100 千円)

③ 成果発表会・フォーラムの開催(1 市町村公連上限 100 千円)

※ ①必須、②または③のいずれか必須(両方可)

支援

社会教育課社会教育主事
東西社会教育研修センター社会教育主事

期待される効果

- 本来求められる公民館機能を有する公民館等の増加
- 「小さな拠点づくり」「教育の魅力化」に向かうための地域力の向上

公民館ふるさと教育推進事業(継続)

【現状】

○学校のふるさと教育に関わっていない公民館等は、全体の53.4%(300館中160館)

○大人を対象としたふるさと教育を実施している公民館等は、全体の36.5%(323館中118館)

【H26公民館実態調査より】

【課題】

○学校で学んだことを更に深めたり、学んだことを活かして実践したりすることで、子供の地域への愛着や誇り、地域貢献への意欲を高める必要がある。

○地域の大人がふるさとの魅力や価値について再認識し、次世代につなげるとともに担い手を育成する必要がある。

【趣 旨】

中学校区単位の公民館等が連携して地域住民(子供・大人)を対象としたふるさと教育を行うことで、ふるさに愛着と誇りをもち、次世代に伝え、守っていこうとする人材を育成する。

【事業内容】

(1) 中学校区で育てたい子供像を共有して、公民館ふるさと教育を実施

○学校のふるさと教育を発展、補完、深化させる生涯学習、社会教育事業を実施する。

○子供たちに伝えたい地域のよさや体験させたいこと、考えてもらいたい地域課題などを検討し、それらをテーマ・題材にした事業を実施したり、学校に提案したりする。

(2) 大人が地域のよさを学んだり体験したりするふるさと教育を実施

○ふるさとの現状や歴史に改めて向き合うことで、その魅力や価値に気づき、理解を深める学びの場を提供する。

○ふるさとの「ひと・もの・こと」を次世代に伝え、守っていく活動を実施する。

中学校区単位



A公民館



B公民館



C公民館



D公民館

地 域 住 民

育てたい子供像を共有した事業の実施

○学校で学んだことを実践できる場を設定
(例) 発表会の開催、ボランティア体験の実施 など

○学校の学びをさらに深める場の設定
(例) ふるさと学習会、ふるさと探訪、講演会 など

○子供たちに伝えたいテーマ・題材の事業実施
(例) 史跡探訪、郷土料理教室、子供サミットなど

大人が地域のよさを学んだり体験したりする事業の実施

○ふるさとの魅力や価値に気づき、理解を深める学びの場を設定

(例) ふるさとの自然・歴史などを学ぶ講座、ふるさとの名所・旧跡探訪、ふるさと検定 など

○ふるさとの「ひと・もの・こと」を次世代に伝え、守っていく活動の実施

(例) ふるさとガイド養成、ふるさとフォーラム、伝統文化の復活・継承、名所・旧跡の保護活動、ふるさとPRマップの作成 など

ふるさを愛し、誇りをもつ子供
ふるさに誇りをもち、次世代に伝え、守っていく大人

H30年度：27地区(中学校区)

公民館ふるまい推進事業(継続)

【趣 旨】

親世代や親子でのふるまいに関する取組を推進する公民館等に助成することにより、地域におけるふるまい推進の気運醸成を図る。

【事業内容】

親世代をはじめとする大人のふるまいの意識を高め、それらを地域全体に広げるために、公民館ふるまい推進事業を実施する公民館に対して支援を行う。

- ・公民館等を拠点としたふるまいの向上、定着を図る活動を支援
- ・公民館等への活動助成金を交付(市町村へ交付)

※事業エリアは、1公民館区または小学校区が原則 1事業 5万円程度×20館程度

【事業例】

地域住民のふるまいの意識を高め、それらを地域全体に広げるため、ふるまいに関する取組で、規範意識、コミュニケーション力、基本的な生活行動、生活習慣の向上・確立等につながる学習活動を実施する次のいずれかの要件に該当する事業

- (1) 保護者を対象とした、ふるまいの向上・定着を図る活動
 - (2) 子どもと若い親世代が、より多くの人と関わりながら、ふるまいの向上・定着を図る活動
 - (3) 家庭や地域におけるふるまいの向上・定着を図る活動
- ※ いずれも活動の目的が「ふるまい向上」をねらったもの

広く地域住民(子ども、大人)を対象としたふるまい向上につながる研修、講座の開催

公民館等を中心として、家庭、学校と連携したふるまい向上の取組
(あいさつ運動、生活習慣定着の取組 等)

ふるまい向上・定着をねらった体験活動の実施

子どもとその保護者、さらにすべての世代へのふるまいの定着
家庭教育・子育て支援の充実

しまねのふるまい推進プロジェクト

県全体として「ふるまい(礼儀、作法、挨拶、しぐさ、モラル、ルール、しつけ、道徳、倫理観、生活行動、生活動作、思いやりの総称)」の向上を目指し、子どもと保護者、さらに全ての世代へのふるまいの定着と家庭教育・子育て支援の充実及び気運の醸成を図る。

事業名	1(4) 社会教育主事確保・養成事業
事業概要	<p>県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣し、社会教育主事の専門性を活かした社会教育を推進する。あわせて地域社会における地域課題を自ら解決しようとする人づくり、地域づくりを推進する。</p>
事業内容	<p>①社会教育主事派遣制度 学校・家庭・地域住民の連携協働関係を各市町村で具体的に構築していくための人的基盤づくりとして、県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣する。 派遣社会教育主事は、緊急な課題事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。</p> <p>②社会教育主事講習派遣 公立小中学校教員等に社会教育主事の資格を取得させるため、広島大学で開講される社会教育主事講習へ派遣する。(12名程度)</p> <p>③地域教育力市町村支援事業 派遣社会教育主事や市町村の社会教育主事担当者を対象とした社会教育に関する専門的な内容の研修会を開催する。 ・新任派遣社会教育主事等研修会(年1回) ・派遣社会教育主事等研修会(年3回) ・社会教育主事有資格者・社会教育主事実践交流会(年1回)</p>

社会教育主事派遣制度の概要

子どもたちを取り巻く課題

- 学校教育をめぐる課題
- 家庭教育をめぐる課題
- 放課後等をめぐる課題

地域社会を取り巻く課題

- 人口減少による地域存続にかかわる課題
- 絆づくり、連帯意識にかかわる課題

島根を愛し世界を志す
心豊かな人づくり

第2期しまね教育ビジョン21

- 社会教育の展開
- (1) 学校・家庭・地域の連携
協力による教育の推進
 - (2) 社会教育の振興

県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣

派遣社会教育主事は、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。

【職務】

- ◆ 学校・家庭・地域が連携協力した子どもの教育に関わる環境づくりの推進
 - 子どもの教育に関わる人々のネットワーク化への支援
 - 子どもの教育を支援する地域の組織・体制整備
 - 県社会教育行政の重点施策の推進(結集!しまねの子育て協働プロジェクト 等)
- ◆ 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進
 - ふるさとへの愛着と誇りを高めるための生涯学習・社会教育事業の推進
 - 中学校区における学校支援体制の整備とネットワーク化
 - 地域の教育資源「ひと・もの・こと」を生かした教育活動のコーディネートと支援
- ◆ 地域づくりを担う人づくりの推進
 - 地域を守り、創っていく人づくりをめざす社会教育関係者・公民館活動への支援
 - 市町村担当者との協働による社会教育事業の企画・実施・評価
 - 社会教育行政と他部局、他機関等との協働を進めるコーディネート

【派遣者数と派遣先】(平成30年度)

- ◆ 派遣者数 24名
- ◆ 派遣先市町村数 7市9町1村

【派遣期間】

原則として4年以内

期待される効果

- ◆ 学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの教育の充実
 - 地域をあげて子どもの教育に関わろうとする気運の醸成
 - 子どもの教育に関わる地域の人々や団体、諸機関のネットワーク化
 - 人々のつながりづくりと地域の教育力の向上 など
- ◆ ふるさとへの愛着と誇り、理解の高まり
 - 地域住民のふるさとへの理解と次世代育成の促進
 - 子どもたちのふるさとへの愛着や誇りの醸成と地域貢献に対する意欲の喚起
 - 学校・家庭・地域が連携協力した子どもの教育の充実 など
- ◆ 地域を守り、創っていく人づくりの推進
 - 地域の課題解決に向けた幅広い学習・実践活動の充実
 - 持続可能な地域づくりに参加・参画する住民の増加
 - 住民による地域づくりを支援する行政や民間との連携体制の構築 など

事業名	1(5) 家庭教育の支援体制整備事業
事業概要	<p>地域、学校、家庭が連携・協働して持続可能な地域づくりのために多世代をつなぎ、地域、学校、家庭が抱える課題の解決に向けた取組を支援し、地域全体で家庭教育を支援する気運を醸成する。</p>
事業内容	<p>①島根県幼こども園・小中・高・特別支援PTA合同研修会 県幼こども園・小中・高・特別支援PTA連絡協議会やPTA合同研修会の開催を通して、地域の教育力向上や学校・家庭・地域の連携強化、教育環境の改善を図る。</p> <p>②学校・家庭・地域をつなぐPTA活動活性化事業 親世代が中心となって構成されるPTA等に事業委託を行い、地域全体で家庭教育を支援する気運を醸成する。</p> <p>[目的] 学校・家庭・地域を取り巻く課題は、地域によって様々であり、家庭教育の第一義的責任を負う親が主体となって活動することで、多様な世代を巻き込みながら、課題解決に向けた取組を行うことを推進する。この取組により、親世代の学びと多世代の交流が生まれ、地域を担う次世代を育成するとともに、地域全体で家庭教育を支援する気運を醸成し、地域の教育力の向上を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 県内6団体に事業委託 1団体100千円程度×6団体=600千円 </div> <p>[委託内容] ・PTA等が中心となって、学校・家庭・地域・団体との連携を図り、多世代が交流できる活動 ・親世代が、自ら地域のよさを見つけたり、地域に誇りをもったりできる活動 ・親世代が、つなぎ役となり、地域の伝統文化継承等の担い手育成につながる活動 ・親世代が、地域とのつながりを深め、地域活動に参画していくきっかけとなる活動 等</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>[期待される効果] ・多世代の交流が生まれ、地域の絆を深め、地域を担う次世代の育成を推進 ・学校・家庭・地域が抱える課題を地域全体で解決していこうとする気運を醸成 ・学校・家庭・地域が連携した活動等により、従来のPTA活動の活性化</p>

しまねの家庭教育応援プロジェクト

目的

親学プログラムを活用した学びの機会の提供を中心に、家庭教育支援につながる様々な取組を総合的に推進することで、各市町村における家庭教育支援に関する取組を促進する。

(1) 結集！しまねの子育て協働プロジェクト

①親学プログラムの普及・定着

保護者への学習機会の提供や相談対応及び情報提供を行うことにより、身近な地域においてすべての保護者が安心して家庭教育を行えるよう支援する。

②職場で親学！！事業

企業等と連携して社員研修に「親学ファシリテーター」を派遣し、参加型の学習プログラムを通して親の役割や子どもへの関わり方等についての気づきを促すことにより、学校やPTA活動、公民館等で行われる家庭教育に関する学習活動に参加しにくい「働く親向けの学びの機会」を提供する。

③地域未来塾

学習機会を得ることや学習習慣を定着させることが難しい家庭にある中学生等を対象に、地域住民の協力やICTの活用等による学習支援を推進する。

(2) 家庭教育の支援体制整備事業

①島根県幼こども園・小中・高・特別支援PTA合同研修会

地域の教育力向上や学校・家庭・地域の連携強化、教育環境の改善等を図る連絡協議会及び研修会を開催する。

②学校・家庭・地域をつなぐPTA活動活性化事業

持続可能な地域づくりのために親世代が中心となって、多世代をつなぎ、学校・家庭・地域が抱える課題の解決に向けた取組を推進するため、前頁にある内容の事業を県からの委託により実施する。

事業名	2(1) 子ども読書活動推進事業
事業概要	子どもと本をつなぐ活動の充実を図り、子どもの読書を支える人を育て、あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える。
事業内容	<p>① 子ども読書活動推進会議の開催 [学識経験者等計13名で構成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次子ども読書活動推進計画の策定 ・第3次子ども読書活動推進計画の進行管理 ・子ども読書を推進する具体的取組について協議 <p>② しまね子ども読書フェスティバルの開催</p> <p>県内3か所において、子ども読書の推進に関する取組を委託事業で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容:未就学児を中心とした読書普及の推進 ブックトークやストーリーテリング、外部講師による読み聞かせ講座の開催、絵本の展示 など <p>③ 読みメンプロジェクト</p> <p>「読みメンてちょう」を県内に配布し、男性による絵本の読み聞かせの普及を推進する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">子どもの読書活動の推進に関する法律(第2条抜粋)</p> <p style="text-align: center;">子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの</p> <p style="text-align: center;">基本目標</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>子どもと本をつなぐ活動の充実を図る</p> <p>1. 家庭における子どもの読書活動の推進 2. 地域における子どもの読書活動の推進 3. 学校等における子どもの読書活動の推進</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>子どもの読書を支える人を育てる</p> <p>1. 図書館への人材配置の推進 2. 人材育成・研修</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える</p> <p>1. 一人一人の読書を支える環境の整備 2. ネットワークの構築 3. 啓発・広報</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">豊かな心 ←→ 確かな学力</p> <p style="text-align: center;">本に親しみ本から学び より豊かに生きる力を育てる</p> <p style="text-align: right;">情報を活用する力</p> <p style="text-align: center;">感性・想像力 ふれあう読書 楽しむ読書 調べる読書 考える読書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">めざす方向性</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 80%;"> <div style="text-align: center;"> <p>就学前</p> <p>保護者と一緒に本と図書館に慣れ親しむ</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>小中学生</p> <p>図書館を利用しながら、情報を活用する力を育てる</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>高校生</p> <p>自らの課題解決に本を用いて、評価・熟考できる力を育てる</p> </div> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 15%;"> <p>大人(家庭・地域)</p> <p>自ら読書を楽しむとともに、子どもと読書をつなぎ、子どもが生涯にわたる読書習慣を身につける環境を整える</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">すべての子どもが 本と出会い、読書の楽しさをおとして、発達段階に応じた読書活動ができる力、ことばの力を育てる</p>

事業名	3(1) 社会教育研修センター事業
事業概要	<p>「地域力」の醸成に資する人材[社会教育指導者(市町村社会教育担当者・公民館等職員等)及び社会教育にかかわる方]の養成を推進。</p> <p>社会教育関係者が社会教育の振興、生涯学習の推進を図ることができるよう、情報提供や相談対応等の取組を進める。</p>
事業内容	<p>①人材養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者別研修 (兼)市町村社会教育担当者研修 <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育委員研修 ・公民館等職員研修 ・コーディネーター研修 ・親学ファシリテーター・ブラッシュアップ研修 ・ファシリテーター養成講座 ○全体研修 <ul style="list-style-type: none"> ・しまねの社会教育基礎講座 ・しまねの社会教育実践交流会(仮称) ○社会教育主事講習[B] <p>②社会教育にかかわる調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「しまね学習支援プログラム」の普及 ・「地域魅力化プログラム」の開発 ・「親学プログラム」に関する調査 ・公民館等実態調査 ・市町村の社会教育にかかわる研修状況調査 <p>③社会教育の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報誌「しまねの社会教育だより」の発行 ・ホームページの活用 <p>④学習相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習相談に応じ、学習情報を提供(東部・西部) ・視聴覚センターでの教材貸出・閲覧(東部) ・放送大学浜田コーナーの運営(西部) <p>⑤市町村支援</p> <p>市町村等で企画・実施する社会教育指導者を対象とした研修等がより充実するよう研修を支援。</p>

事業名	3(2) 図書館事業
事業概要	<p>県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、県・市町村を通じた総合的な図書館サービスを充実するため、市町村立図書館、学校図書館に対する支援を強化する。</p> <p>子ども読書活動の推進や関係機関のネットワーク化、郷土資料をはじめとする図書資料整備とレファレンスの強化を図る。</p>
事業内容	<p>①図書館活動推進事業 『県民の課題解決を支援する県立図書館』・『情報の拠点となる図書館』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レファレンスサービスの提供 ・ビジネスパーソン、高齢者、障がい者などに対するサービスの提供 ・県民一人ひとりの課題に応じた学習機会の提供 ・多様な資料・情報の整備 ・情報活用環境の整備 ・ニーズや時代に即した情報発信の充実 ・図書館の管理運営 <p>②図書館業務市町村支援事業 『地域の図書館を支援する県立図書館』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村図書館等への運営支援 ・図書館ネットワークの活用 ・図書館職員の資質向上のための支援 <p>③子ども読書推進事業 『子どもの読書活動を支援する県立図書館』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書活動の普及・啓発 ・学校等への支援 ・子ども読書センター機能の充実 ・市町村「子ども読書活動推進計画」策定への支援 <p>④郷土資料整備収集事業 『郷土の歴史や文化を継承し、情報発信する県立図書館』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土資料の収集 ・保存・郷土資料の提供 ・郷土関係レファレンス(調査・相談)の充実 <div style="text-align: center;">  <p>島根県立図書館イメージキャラクター ぶっくまくとしおりちゃん (キャラクター作成：島根県飯南町在住絵本作家かげやまきさん)</p> </div>

事業名	3(3) 青少年の家事業		
事業概要	「自然体験」や「生活体験」、「集団宿泊体験」などを通して青少年の心身の健全な育成を図るとともに、県民の教養及び文化の向上のための研修、地域や職場などの研修及び交流活動などの場を提供する。		
事業内容	<p>①研修支援事業 湖面活動(カッター、サバニ等)、野外活動、レクリエーション活動、創作活動等の様々な体験や研修ができるよう、施設やプログラムを提供し、指導を行う。 学校等の宿泊研修のほか、子ども会、部活動、職場研修、高齢者サロン等多様な団体・個人の研修での利用が可能。</p> <p>②主催事業 青少年の健全育成と県民の教養文化の向上に資するため、施設開放、自然体験活動、生活体験活動、家族での交流活動などの機会を提供する。</p>		
	事業名及び実施時期等	事業のねらい	
	フェスティバル ①湖面カーニバル(4月) ②春のオープンデー(5月) ③サン・レイク フェスティバル(10月) [対象]一般	施設設備を広く県民に開放し、青少年の体験活動の場、地域の交流の場を提供し、「青少年の家」の施設の利用の促進に資する。	
	にんにんチャレンジ (11月)1泊2日 [対象]年長児～小学2年	親元を離れて共同での生活体験、自然体験を通して、困難に立ち向かい、最後までやり遂げる力を育成するとともに、基本的な生活習慣の形成を図る。	
	キッズチャレンジ (9・1月)1泊2日 [対象]小学3,4年		
	サマーチャレンジ (8月)6泊7日 [対象]小学5年～中学3年		
	こここファミリー (2月)1泊2日 [対象]小学生を含む家族	家族や家族同士が触れ合うプログラムを体験する中で、交流を深めるとともに、家庭の教育力向上に資する。	
	体験活動支援者養成講座 (6月)1泊2日 [対象]高校生・大学生等	地域活動やボランティア活動に必要な理論や技術を体験的に学べる機会を提供し、活動する上で必要なスキルの向上を図り、併せて社会貢献への意欲を高める。	
	わくわく体験講座 (11月～3月)日帰り他 [対象]家族、一般	プログラムの体験講座や、施設の開放を行い、「青少年の家」の施設の利用の促進を図る。	

事業名	3(4) 少年自然の家事業		
事業概要	小学生を中心とした子どもたちに、江津市の浅利富士の林間の自然を活用した多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修の場を提供することにより、心身の健全な育成を図る。		
事業内容	<p>①研修支援事業 冒険の森(フィールドアスレチック)活動、創作活動等の自主的な研修の支援体制を充実するとともに、参加者が様々な体験ができるよう施設やプログラムを提供する。 学校等の宿泊研修のほか、子ども会、部活動、職場研修、高齢者サロン等多様な団体・個人の研修利用が可能。</p> <p>②主催事業 青少年の健全育成と県民の教養文化の向上に資するため、親子交流体験活動や自然体験活動などの機会を提供する。</p>		
	事業名及び実施時期等	事業のねらい	
	利用者団体および自然体験活動指導者研修会 (前期4月・後期8月) [対象]入所予定団体担当者	利用予定団体および自然体験活動の指導者が集団宿泊研修の教育的意義、内容、方法等について理解し、各団体が調整しながら、体験活動を効果的に展開するためのプログラム案を作成する。	
	オープンデー(5月) [対象]一般 (中学生以下は保護者同伴)	広く県民に施設開放をして、自然体験や親子の交流活動の機会を提供するとともに施設のプログラムを周知して、施設の利用促進を図る。	
	チャレンジ・ザ・サマー (7月)1泊2日 [対象]小学生とその保護者1名	自然の家の既存活動プログラムの魅力を引き出し発展させた活動を提供して、親子や家族間同士の“絆”を深める。	
	ミニキャンプIN 自然の家 (8月)1泊2日・2回 [対象]小学生とその保護者	ケビン棟宿泊や野外炊飯活動により、キャンプの基礎を学び、さらに活動プログラムを体験することにより、家族間の交流を図る。	
	ジュニア・サマー・キャンプ (8月)5泊6日 [対象]小学5・6年生	日常の生活では味わえない経験を通して、新たな発見や気づきをもとにした自分づくりのきっかけとし、心身ともにたくましく生きる力の育成につなげる。	
	子ども探検隊in 自然の家 (10月)1泊2日 [対象]小学2・3・4年生	様々な自然体験活動を通して、五感を刺激し、豊かな感性を養う。与えられた課題や役割をやり遂げ、仲間と共に活動することの喜びを味わう。	
	森と海のつどい (アクアスとの連携事業) (11月)1泊2日 [対象]小学生とその保護者	集団生活体験や自然体験を通して、人間関係を形成する力、自己有用感や自尊感情など豊かな心の育成を図る。	
	ジュニア・ウインターキャンプ (12月)2泊3日 [対象]小学4～6年生	異年齢集団での自然体験活動を通して、人や自然とのかかわりを重視し、心身ともにたくましく生きる力を育成する。	
	ボランティアスタッフ養成講座 (2月)1泊2日 [対象]小学5・6年生、 中・高校生、大学生	少年自然の家事業の活動支援スタッフとしてのスキルを宿泊研修により養成する。	
	かわいい子には旅をさせよう! (12・1月)1泊2日・2回 [対象]年長児と小学1年生	宿泊体験活動を通して、基本的な生活習慣や集団生活の適応力を身につける。	
	ミニオープンデー (毎月1回) [対象]誰でも(保護者同伴)	月ごとにどんぐりの谷や冒険の森、体育館等を開放し、自然体験や体力向上の機会を提供するとともに、広く施設の利用促進を図る。	

事業名	3(5) 社会教育総合推進事業
事業概要	<p>社会教育に関する専門的知見や実戦経験を有する有識者の意見を社会教育行政に反映させるため、社会教育委員の会議を開催する。</p> <p>現在活動している県内の少年団体から、活動が他の団体の範となる、優れた団体を表彰し、少年団体活動の振興を図る。</p>
事業内容	<p>①島根県社会教育委員の会 社会教育法及び県条例に基づき委嘱した社会教育委員の会議を開催。</p> <p>※社会教育委員は、社会教育に関し、教育委員会に助言し、又は意見を述べることができる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">島根県社会教育委員に関する条例（平成26年3月18日 島根県条例第27号）</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、島根県社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。</p> <p>（委嘱の基準）</p> <p>第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から島根県教育委員会が委嘱する。</p> <p>（定数）</p> <p>第3条 委員の定数は、20人以内とする。 ※現在の委員数は12人</p> <p>（任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。</p> <p style="text-align: center;">※今年度改選、次期委員任期:平成30年6月24日～平成32年6月23日</p> <p>2 島根県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。</p> </div> <p>②優良少年団体表彰</p> <p>幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動のうち、その内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ表彰する。</p> <p>66年間続いている歴史ある表彰である。</p> <p>〔表彰基準〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域環境の浄化活動、美化活動、福祉活動、読書活動等のボランティア活動 ・伝統文化の継承、新しい地域文化の創造

事業名	4(1) 部活動地域指導者活用支援事業
事業概要	公立中学校・県立学校の文化部活動において、専門的な指導者がいない場合などに部活動指導員・地域指導者(有償ボランティア)を活用する学校を支援する。
事業内容	<p>①部活動地域指導者活用支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○部活動指導員の活用 顧問になることができる「部活動指導員」を活用することで、教員の部活動指導に係る時間を軽減させる。(教員の働き方改革) ○地域指導者(有償ボランティア)の活用 専門的な指導者がいない部活動に「地域指導者」を派遣することで、文化部活動の活性化、活動水準の維持・向上を図る。 <p>[負担割合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○部活動指導員(報酬単価:1,600円/時間) 公立中学校 :国 1/3、県 1/3、市町村 1/3 県立学校 :県 10/10 ○地域指導者(謝金単価:1,000円/時間) 公立中学校 :県 2/3、市町村 1/3 県立学校 :県 10/10 <p>②地域と中学校の文化部活動支援事業</p> <p>中学校文化部による「地域貢献活動」や「異世代間交流活動」に係る活動を支援し、地域における文化部活動への理解と関心を高揚させることにより、中学校文化部活動の活性化を図ったり、中学生自身の自尊感情の醸成、ふるさとを愛する心・誇りに思う心を育む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域貢献活動 ・・・福祉施設への訪問活動や地区祭り等の地域活動への参画、地域の課題解決へ向けた取り組みなどの活動 ○異世代間交流活動 ・・・保育所・幼稚園等への指導・交流、公民館サークルと連携した活動交流など、異世代への働きかけを企画・運営する交流活動 <p>③島根県高等学校文化連盟専門部合同研修会の開催支援</p> <p>島根県高等学校文化連盟が各専門部単位で実施するスキルアップのための合同研修会に対し経費を助成する。</p>



部活動地域指導者活用支援事業

1. 制度変更内容

- 従来の「地域指導者(有償ボランティア)」に加え、国が制度化した「部活動指導員」も支援の対象とし、新たな事業として再構築
- 単価の改定(国の補助単価をベースに、運動部と文化部とで単価を統一)

2. 事業スキーム

NO	項目	部活動指導員			地域指導者(有償ボランティア) ※従来のふるさとティーチャーと同じ			
		部活動指導員			地域指導者(有償ボランティア) ※従来のふるさとティーチャーと同じ			
1	職務	○部活動指導(顧問可) 実技指導、知識・技能指導、点検、管理、 会計管理、大会・練習試合等の引率、 保護者への連絡、指導計画の作成、 生徒指導に係る対応、事故対応 等			○顧問教員が行う指導への協力(顧問不可) 実技指導、知識・技能指導			
2	任用	学校設置者						
3	報酬・謝金	1,600円/h			1,000円/h			
4	対象と負担割合	国	県	市町村	国	県	市町村	
		平成29年度 運用なし			10/10			
	平成30年度	市町村立中学校	1/3	1/3	1/3	2/3		1/3
		特支(中等部)	1/3	2/3		10/10		
		県立高校(含特支)		10/10		10/10		

3. 県立学校における運用

- 年度当初については従来からの地域指導者のみを派遣し、部活動指導員については制度体制を整えた上で、年度途中からの運用を予定

4. これまでの事業実績

年度	中学校			高校・特別支援学校			計			派遣経費 (実績額)
	学校数	部活動数	派遣人数	学校数	部活動数	派遣人数	学校数	部活動数	派遣人数	
H26	24校	25部	25人	34校	71部	75人	58校	96部	100人	7,923千円
H27	23校	24部	24人	37校	74部	91人	60校	98部	115人	9,150千円
H28	28校	29部	29人	37校	82部	99人	65校	111部	128人	10,149千円
H29	34校	36部	40人	38校	86部	102人	72校	122部	142人	11,010千円

※派遣人数は延べ人数

5. 部活動の県版ガイドライン作成に向けて

①国のガイドラインの主な内容

- 義務教育である中学校段階を主な対象とするが、高等学校段階の運動部活動も原則適用
- 適切な休養日の設定
 - ・学期中は週当たり2日以上 of 休養日を設ける
 - ・長期休業中はオフシーズン(ある程度長期の休養期間)を設ける
 - ・1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする
- 適切な部活動運営のための体制整備

②県の「部活動あり方検討会」における県版ガイドライン作成の方向性

- 新たなガイドライン作成にあたっては、関係者の合意形成を図り、それぞれの教育現場で尊重してもらえるような実効性のあるものにする
- 部活動に関わる立場の違いにより様々な意見があるため、合意形成には相当な困難が予想されるため、慎重に議論を積み重ねる

事業名	4(2) 青少年文化活動推進事業
事業概要	<p>児童生徒の文化活動に対する顕彰や知事激励金の授与、また、島根県高等学校文化連盟と連携した高校文化部活動への各種支援により、青少年文化活動の推進を図る。</p> <p>また、文化庁や文化団体と連携して、児童生徒に多様かつ優れた文化芸術に親しむ機会を提供する。</p>
事業内容	<p>①青少年文化活動の向上・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○島根県児童生徒学芸顕彰 <ul style="list-style-type: none"> 文化・芸術分野における全国大会において入賞した児童、生徒及び功績顕著な指導者を教育長が顕彰する。 ○全国大会出場校知事激励 <ul style="list-style-type: none"> 合唱、吹奏楽、演劇、郷土芸能、日本音楽における最高峰の全国大会に出場する高校に対し、知事から激励金を授与する。 <p>②青少年文化活動の普及・振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○島根県高等学校部門別文化祭の共催 <ul style="list-style-type: none"> 島根県高等学校文化連盟(県高文連)の各専門部が、部門別実施する活動成果発表会等の基幹事業を支援する。(県高文連への負担金交付) ○全国高等学校総合文化祭への参加促進 <ul style="list-style-type: none"> 全国高等学校総合文化祭へ参加する生徒の参加経費(旅費等)を一部補助する。(県高文連への補助金交付) ○高等学校文化活動に関する窓口機能強化 <ul style="list-style-type: none"> 文化活動に関する連絡調整窓口である県高文連の事務局体制の充実(非常勤嘱託職員の雇用)を支援する。(県高文連への負担金交付) <p>③文化芸術に親しむ機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化芸術による子供の育成事業[巡回公演事業](文化庁事業) <ul style="list-style-type: none"> 小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による巡回公演を行い、優れた文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供する。 ○伝統文化親子教室事業(文化庁事業) <ul style="list-style-type: none"> 伝統文化及び生活文化に関する活動を体験・習得する機会を提供する。 ○島根県児童青少年演劇地方巡回公演 <ul style="list-style-type: none"> 公益社団法人日本児童青少年演劇協会と連携し、良質な児童演劇(公演:劇団風の子)を提供する。 ○島根県青少年劇場小公演 <ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人日本青少年文化センターと連携し、良質な芸術公演を提供する。

「教育魅力化」推進事業

1 中山間地域・離島の県立高校の魅力化の推進〔拡充〕

(単位：千円)

	H29①	H30②	増減 ②-①	備 考
(1) 高校魅力化活動費交付金 (県10/10)	41,000	51,000	10,000	県立高校を対象とする魅力化協議会(自治体・地域・高校)へ活動費を交付
・継続(8協議会)	26,000	26,000		@3,000(1協議会に高校1校の場合) @5,000(1協議会に高校2~3校の場合)
・H29~継続	15,000	15,000		@5,000(1協議会に高校2~3校の場合)
・H30~新規	-	10,000	10,000	@5,000(1協議会に高校2~3校の場合)
(2) 活力を生む人の流れづくり	10,059	10,052	▲ 7	しまね留学説明会経費、 卒業生ネットワーク事業 等
(3) 萩・石見空港利用者向け 高校巡りバスツアー	-	3,300	3,300	航空運賃補助 バスツアー経費
(4) 持続可能な基盤づくり	3,289	3,269	▲ 20	コーディネーター等研修費、 シンポジウム開催費
(5) 事務局経費	7,361	9,624	2,263	職員旅費、 教育魅力化特命官等人件費
小 計	61,709	77,245	15,536	

2 中山間地域・離島における市町村の「教育魅力化」の支援〔拡充〕

(単位：千円)

	H29①	H30②	増減 ②-①	備 考
(1) 教育魅力化支援交付金 (県1/2)	50,000	70,000	20,000	中山間地域・離島の市町村が、「1 高校魅力化」に併せて小中学校等における「教育の魅力化」を一体的・系統的に進める場合、その取り組みを財政支援 上限@ 10百万円×1/2
(2) 統括プロデューサー 配置費交付金(県1/2)	10,500	21,000	10,500	中山間地域・離島における「教育魅力化」の取り組みを総合調整し、地域の気運を醸成するため、市町村が配置する統括プロデューサーの経費を財政支援 上限@ 7百万円×1/2
小 計	60,500	91,000	30,500	

3 ふるさと教育の推進(対象：全市町村)

(単位：千円)

	H29①	H30②	増減 ②-①	備 考
ふるさと教育推進事業	25,020	25,340	320	市町村交付金 ホームページ管理 等

4 合計

(単位：千円)

	H29①	H30②	増減 ②-①	備 考
合 計	147,229	193,585	46,356	

社会教育

流
域

Ⅲ 資料編(目次)

1 関係法令(抜粋)	
(1) 教育基本法-----	42
(2) 社会教育法-----	43
(3) 子どもの読書活動の推進に関する法律-----	47
2 社会教育主事派遣制度関係資料	
(1) 社会教育主事派遣要綱-----	48
(2) 社会教育主事派遣人数の推移-----	52
3 県立社会教育施設関係資料	
(1) 社会教育研修センター-----	53
(2) 県立図書館-----	55
(3) 県立青少年の家-----	57
(4) 県立少年自然の家-----	58
4 附属機関等一覧-----	59
5 条例一覧-----	60
6 計画等一覧-----	61
7 社会教育関係表彰一覧-----	62
8 県内公共図書館一覧-----	66
9 県内公民館等一覧-----	67
10 県内市町村の社会教育行政・生涯学習振興行政所管部署一覧-----	75
11 島根県教育庁社会教育課所掌事務-----	76

1 関係法令（抜粋）

（1）教育基本法（平成18年12月22日 法律第120号）

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（家庭教育）

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(2) 社会教育法（昭和24年6月10日 法律第207号）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一 社会教育に必要な援助を行うこと。

二 社会教育委員の委嘱に関すること。

三 公民館の設置及び管理に関すること。

四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。

六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。

九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

(都道府県の教育委員会の事務)

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
 - 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
 - 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
 - 四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
 - 五 その他法令によりその職務権限に属する事項
- 2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

(図書館及び博物館)

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

- 2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章 社会教育主事等

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

- 2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

- 2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。
- 3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
 - イ 社会教育主事補の職にあつた期間
 - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
 - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

- 三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの
- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

- 2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

第三章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

第四章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

- 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
 - 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第五章 公民館

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつばら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

第六章 学校施設の利用

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

- 2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。
- 3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校、中学校又は義務教育学校において開設する。
- 4 第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

(3) 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日 法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

2 社会教育主事派遣制度関係資料

(1) 社会教育主事派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村における社会教育行政及び生涯学習振興行政の推進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条第2項第8号に基づき、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が市町村教育委員会に対して行う社会教育主事（社会教育主事補を含む。以下同じ。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する社会教育主事（以下「派遣社会教育主事」という。）の市町村教育委員会における職名は、社会教育主事とする。

2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会及び市町村教育委員会は、派遣社会教育主事という名称を通称として用いることができる。

(職務)

第3条 派遣社会教育主事は、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。

- (1) 学校・家庭・地域が連携協力した子どもの教育に関わる環境づくりの推進
- (2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進
- (3) 地域づくりを担う人づくりの推進

(派遣)

第4条 派遣社会教育主事の派遣を求める市町村教育委員会は、派遣申請書（様式第1号）を県教育委員会に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の派遣申請に基づき、必要と認めるときは、当該市町村教育委員会に派遣社会教育主事を派遣するものとする。

(派遣の要件)

第5条 県教育委員会が前条の規定により派遣社会教育主事を派遣する市町村教育委員会は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該市町村教育委員会に、自らの任用に係る社会教育主事が置かれていること。
 - (2) 県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する派遣社会教育主事が一の市町村教育委員会に2人以上である場合にあっては、当該市町村教育委員会に自らの任用に係る社会教育主事が2人以上で別に定める数以上に置かれていること。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、派遣社会教育主事の派遣期間中に当該市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事を置くことが確実であるときは、派遣することができるものとする。

(任命)

第6条 派遣社会教育主事は、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が選考し、県教育委員会が任命する。

(身分)

第7条 派遣社会教育主事は、県教育委員会事務局職員の身分と派遣先市町村教育委員会事務局職員の身分とを併せ有するものとする。

- 2 県教育委員会及び派遣先市町村教育委員会は、派遣社会教育主事に対し、それぞれが社会教育主事の発令を行うものとする。

(派遣の期間)

第8条 一の市町村教育委員会に派遣される派遣社会教育主事の派遣期間は、その者が当該市町村教育委員会に派遣された時から4年以内とする。ただし、県教育委員会が必要と認めた場合には、派遣先市町村教育委員会との協議により、派遣期間を延長することができる。

(服務)

第9条 派遣社会教育主事の服務については、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村教育委員会が監督するものとする。

(勤務条件)

第10条 派遣社会教育主事の勤務条件について、県教育委員会の規定と派遣先市町村教育委員会の規定との間に相違がある場合には、その都度協議して定めるものとする。

(分限及び懲戒)

第11条 派遣社会教育主事の分限及び懲戒については、県教育委員会の規定に基づき、県教育委員会が行う。

(給与等)

第12条 派遣社会教育主事の給与（特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当を除く。）及び退職手当は、県教育委員会の規定に基づき、県が支給する。

- 2 派遣社会教育主事の旅費及び社会教育活動に必要な経費は、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村が支給する。

(経費の負担)

第13条 この要綱に基づき派遣社会教育主事の派遣を受けた市町村教育委員会は、その派遣に要する経費の一部を負担し、県に納入するものとする。

- 2 前項の規定による負担金（以下「負担金」という。）の額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条に規定する単位費用に適用する単位費用積算基礎の前年度分都道府県分歳出の「派遣社会教育主事」の給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、第4項に定める率を乗じて得た金額とする。なお、1円未満の端数は切り捨てる。
- 3 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された教職員（「再任用派遣社会教育主事」）を派遣社会教育主事とする場合、その負担金の額は、県教育委員会の規定に基づき支給される給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、次項に定める率を乗じて得た金額とする。なお、1円未満の端数は切り捨てる。
- 4 前2項の率は、市にあっては2分の1、町村にあっては4分の1とする。
- 5 負担金は、毎年度9月及び3月に県教育長が発行する納入通知書により納入するものとする。
- 6 派遣社会教育主事が私傷病による休暇等により、1暦月の全勤務日の全日を勤務しなかった場合の負担金については、当該負担金の額を12で除して得た金額に、該当月数を乗じて得た金額を控除した額とする。

(協定)

第14条 県教育委員会は、派遣社会教育主事を市町村教育委員会に派遣するに当たって、

当該市町村教育委員会と協議して協定を締結するものとする。

(教育事務所長の対応)

第15条 教育事務所長は、派遣社会教育主事の円滑な派遣に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事の活動計画について、市町村教育委員会と密接な連携を図り、相互の計画に食い違いが生じないようにすること。
- (2) 派遣社会教育主事の情報交換・連絡の日を月1回以上設けること。

(派遣先市町村教育委員会教育長の対応)

第16条 派遣先市町村教育委員会の教育長(以下「市町村教育長」という。)は、派遣社会教育主事と協議の上、社会教育行政及び生涯学習振興行政を円滑に推進するため、地域における連携を図る連絡会議等を組織し、家庭、学校、地域の連携に係る推進体制の整備を図るものとする。

2 市町村教育長は、派遣社会教育主事の職務の円滑な遂行に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事と派遣社会教育主事が、互いにその専門性を生かし、相互の協力体制に基づいた活動が行われること。
- (2) 研修機会の提供等を適切に行うこと。
- (3) 第9条に定める派遣社会教育主事のサービスの監督に当たっては、執務が継続できない程度の支障が生じたときは、速やかに教育事務所長に通知すること。

(市町村教育長の報告等)

第17条 市町村教育長は、事務の遂行に当たって、次に掲げる報告書等を提出するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事と協議の上、社会教育・生涯学習振興活動年間計画書(様式第2号)を作成し、教育事務所長を経由して県教育長に提出すること。
- (2) 社会教育・生涯学習振興活動月別実績報告書(様式第3号)を、月1回、翌月15日までに、半期別報告書(様式第4号)を10月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (3) 社会教育・生涯学習振興活動年間実績報告書(様式第5号)を、翌年度4月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (4) その他必要に応じた関係書類

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育長と市町村教育長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月18日から施行し、平成21年度以降の派遣に関し適用する。
- 2 従前の地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱は、平成20年度までの派遣に関し効力を有するものとし、平成21年度から廃止する。
- 3 この要綱は、平成25年3月1日から施行し、平成25年度以降の派遣に関し適用する。
- 4 この要綱は、平成26年3月18日から施行し、平成26年度以降の派遣に関し適用する。
- 5 この要綱は、平成28年2月8日から施行し、平成28年度以降の派遣に関し適用する。

【別表】

- 1 社会教育主事派遣要綱 第5条第1項(2)に係る派遣社会教育主事の人数と市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事の人数については、下表のとおりとする。
- 2 上記1の表中、派遣社会教育主事の人数より市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事の人数が少ない場合は、事前にその理由と人数を県教育委員会に協議するものとする。

市町村に派遣する社会教育主事の人数	市町村の任用に係る社会教育主事の人数 (最低配置人数)
1名	1名
2名	2名
3名	2名
4名	3名
5名	3名
6名	4名

(2) 社会教育主事派遣人数の推移

事務所	市町村名	年	地域教育コーディネーター(市町村負担1/2)										派遣社会教育主事(市1/2、町村1/4)										市町村名	
			1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017		2018
			H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29		H30
松江	松江市	松江市	1	1	1	1	1	1	1															松江市
		鹿島町	1	1	1	1	1	1																
		島根町	0.5																					
		美保関町	1	1	1	1			5	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3			
		八雲村	1	1	1	1	1	1																
		玉湯町	1	1	1	1	1	1																
		宍道町	0.5	1	1	1																		
		八束町		1	1	1	1	1	1															
東出雲町	東出雲町	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1								東出雲町	
安来市	安来市	安来市																					安来市	
		広瀬町																						
		伯太町																						
出雲	出雲市	出雲市																					出雲市	
		平田市	1																					
		佐田町	1	1	1	1	1	1	3	2	2										2	2		
		多伎町	1	1	1	1	1	1																
		湖陵町	1																					
	雲南市	大社町	1	1	1	1	1	1															雲南市	
		斐川町																						
		大東町	1																					
		加茂町	1	1	1	1	1	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
		木次町					1	1	1															
奥出雲町	三刀屋町	1	1	1	1																	奥出雲町		
	吉田村	1	1	1	1	1	1																	
	掛合町	1	1	1	1	1	1																	
	仁多町																							
飯南町	横田町	1																				飯南町		
	頓原町																							
浜田	大田市	大田市				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	大田市	
		温泉津町		1	1	1	1	1	1															
		仁摩町																						
	浜田市	浜田市	0.5	1	1	1	1	1	1														浜田市	
		金城町	0.5				1	1	1															
		旭町	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	3	3	3	2	2	2	2	2	2		
		弥栄村		1	1	1	1	1	1															
	江津市	三隅町	0.5	1	1	1																	江津市	
		江津市	0.5	1	1	1	1	1	1															
		桜江町	1										1	1	1									
	川本町	川本町	1	1	1	1	1	1	1	1													川本町	
		邑智町	1	1	1	1	1	1																
	美郷町	大和村	1																				美郷町	
羽須美村		0.5	1	1	1	1	1	1																
瑞穂町		0.5																						
益田	益田市	石見町				1	1	1	1													益田市		
		益田市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2			
		美都町																						
	津和野町	匹見町		1	1	1																	津和野町	
		津和野町		1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
吉賀町	日原町	0.5					1	1														吉賀町		
	柿木村							1	1															
隠岐	隠岐の島町	六日市町	0.5					1	1															
		海士町	1	1	1	1	1	1	1													隠岐の島町		
		西ノ島町	0.5																					
		知夫村	0.5	1	1																			
派遣者数		30	32	32	32	29	32	32	25	21	19	18	19	21	22	22	22	23	22	22	24		24	
派遣市町村数		35	31	31	31	28	31	31	12	12	11	11	12	14	15	16	16	16	16	16	17	17		
市		3	4	4	5	5	5	5	6	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7		
町村		32	27	27	26	23	26	26	6	5	4	5	6	8	9	10	10	10	10	10	10	10		

3 県立社会教育施設関係資料

(1) 社会教育研修センター

○東部社会教育研修センター

施設所在地	〒691-0074 出雲市小境町1991-2 県立青少年の家「サン・レイク」 2階 (事務室, 視聴覚センター)							
連絡先等	TEL	0853-67-9060						
	FAX	0853-69-1380						
	E-mail	tobu_shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp						
	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/tobu_shakaikyoiku/						
設置年度	平成7年度(平成22年度 移転、名称変更)							
施設の設置根拠 (東部・西部)	<p>社会教育法 島根県立生涯学習推進施設条例(平成7年3月10日 島根県条例第9号) (設置) 第1条 生涯学習に関する指導者の養成及び情報の提供を行うとともに県民に学習の機会を提供することにより、県民の生涯学習の振興に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、島根県立生涯学習推進施設を次のとおり設置する。</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td style="text-align: center;">位置</td> </tr> <tr> <td>島根県立東部社会教育研修センター</td> <td>出雲市</td> </tr> <tr> <td>島根県立西部社会教育研修センター</td> <td>浜田市</td> </tr> </table>		名 称	位置	島根県立東部社会教育研修センター	出雲市	島根県立西部社会教育研修センター	浜田市
名 称	位置							
島根県立東部社会教育研修センター	出雲市							
島根県立西部社会教育研修センター	浜田市							
運営形態	平成19年度から: 県直営(研修業務等)と指定管理(施設管理業務)の併用							

○西部社会教育研修センター

施設所在地	〒697-0016 浜田市野原町1826-1 県立西部総合福祉センター「いわみーる」 3階 (事務室, 研修室, 学習相談室, 情報閲覧コーナー, 放送大学浜田コーナー)	
連絡先等	TEL	0855-24-9344
	FAX	0855-24-9345
	E-mail	seibu_shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp
	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/seibu_shakaikyoiku/
設置年度	平成12年度(平成22年度 名称変更)	
運営形態	平成16年度まで: 県直営 平成17年度から: 県直営(研修業務等)と指定管理の併用 (施設管理は、複合施設である西部総合福祉センターを指定管理者が管理)	

○社会教育研修センターの利用状況(平成29年度)

(平成30年2月28日現在)

区 分		利用状況	
社会教育 にかか る人 材養 成 研 修	対象者別研修 (兼) 市町村担 当者 研 修	社会教育委員研修	83 人
		公民館等職員研修	98 人
		コーディネーター研修	226 人
		ファシリテーター養成講座	70 人
		「親学プログラム2」対応親学ファシリテーターブラッシュアップ研修	30 人
	全体研修	しまねの社会教育基礎講座	124 人
		「親学プログラム」体験講座	18 人
社会教育主事講習[B]		41 人	
市町村支援	市町村支援総数		38 件
			486 人
	社会教育にかか る人 材養 成 研 修		21 件
		436 人	
学習相談件数		60 件	

(注) 東部社会教育センター・西部社会教育研修センターの合計

(2) 県立図書館

施設所在地	本館: 〒690-0873 松江市内中原町52 西部読書普及センター: 〒697-0023 浜田市長沢町1550-1		
連絡先等	TEL	0852-22-5725	(西部)0855-23-6785
	FAX	0852-22-5728	(西部)0855-22-4225
	E-mail	tosyokan@pref.shimane.lg.jp	
	ホームページ	http://www.library.pref.shimane.lg.jp/	
設置年度	昭和25年度		
施設の設置根拠	社会教育法、図書館法 島根県立図書館条例(昭和44年3月25日 島根県条例第12号) (図書館の設置) 第2条 島根県立図書館(以下「図書館」という。)を松江市に置く。 (分館等の設置) 第3条 教育委員会は、図書館奉仕のため必要があるときは、相当と認める地区に分館、閲覧所、配本所等を置くことができる。		
施設概要	鉄筋地上2階地下2階建 ・1階 2,192.28㎡ こども室・学習室・集会室・事務室・書庫・特別研修室他 ・2階 1,752.36㎡ 一般資料室・中央カウンター・郷土資料室・参考資料室・館長室・事務室他 地下書庫:1,453.60㎡, 駐車場:69台, 駐輪場:68.40㎡ ○蔵書数:865,619冊(平成30年2月末現在、西部読書普及センター分を含む)		
運営形態	県直営		

① 県立図書館の蔵書数と貸出冊数の推移

[平成30年2月末蔵書数]

(単位:冊)

分類	館内サービス用	館外サービス用
総記	29,259	1,580
哲学	26,818	683
歴史	59,068	1,340
社会科学	89,272	2,345
自然科学	35,241	2,039
工学	32,275	3,057
産業	25,674	1,292
芸術	35,956	2,317
語学	13,067	589
文学	91,557	17,133
参考	23,087	—
郷土	113,063	—
その他	42,164	—
子ども	68,312	59,003
成人グループ用	—	7,955
子どもグループ用	—	13,204
学校支援用(中学校)	—	1,208
学校支援用(小学校)	—	3,972
学校図書館活用教育図書	—	42,886
しまね子育て絵本	—	20,203
小計	684,813	180,806
総計	865,619	

[蔵書数と貸出冊数の推移]

(単位:冊)

年度	蔵書数	貸出冊数
H18	643,190	266,377
H19	662,954	362,888
H20	682,440	375,637
H21	698,188	390,636
H22	730,157	392,963
H23	769,719	377,062
H24	801,122	380,438
H25	811,589	344,983
H26	826,911	340,647
H27	834,928	352,698
H28	849,675	359,447
H29	865,619	316,914

※H29は平成30年2月末現在

②県立図書館の利用状況

(ア) 来館者へのサービス(公立図書館の基本的な活動についての指標)

○蓄積した手法、技術を県内図書館に供給するサービス

指 標	単位	H26実績	H27実績	H28実績	備 考
来館者数	人	263,031	253,001	253,321	平日(600~1,100人) 土日(1,000~1,300人)
貸出冊数 (来館個人)	冊	248,868	264,224	266,937	H17実績…246,561冊 この11年間で8%の増 ※ H18は臨時休館月があるためH17と比較
調査相談 (レファレンス)	件	8,022	10,859	10,611	本の所蔵の有無、言葉の意味や読みなどの簡単な調査から、複数の資料を使う文献調査までの多岐にわたる内容

(イ) 市町村へのサービス(県立図書館固有の活動についての指標)

a 学校の利用状況

○蔵書の不足している学校への一括貸出や総合的学習を支援するための資料の貸出

指 標	単位	H26実績	H27実績	H28実績	備 考	
団体貸出	学 校	冊	44,049	43,804	43,245	学校には、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校のほか、幼稚園・保育所を含む市町村への寄託を含まない
	そ の 他	冊	36,749	32,620	36,213	
	合 計	冊	80,798	76,424	79,458	

b 図書館職員等向け研修事業

○県内図書館職員等の資質向上のための研修機会の提供

指 標	単位	H26実績	H27実績	H28実績	備 考
初任研修Ⅰ	人	23	23	31	H26年度専門研修は図書館地区別研修参加に充当 公共図書館協議会総会・講演会
初任研修Ⅱ	人	18	23	26	
新任図書館長研修	人	2	2	4	
専門研修	人	—	22	24	
読書普及研修(2会場)	人	107	69	84	
講演会	人	45	45	39	
地域図書館職員研修	人	125	102	80	
合 計	人	320	286	288	

○学校図書館関係職員等対象の研修

指 標	単位	H26実績	H27実績	H28実績	備 考
学校司書研修	人	491	508	457	H28から第1回研修の対象を初任者に限定
学校図書館支援員研修	人	42	14	14	
学校図書館活用教育研修会	人	192	201	199	
合 計	人	725	723	670	

c 読書普及指導員の派遣事業

○家庭で子どもに絵本を読み聞かせる親子読書や幼稚園・保育所・学校等でのボランティア等
読み聞かせ活動を支援するための研修会等への読書普及指導員の派遣

指 標	単位	H26実績	H27実績	H28実績	備 考
派遣回数	回	54	51	49	
参加人員	人	1,515	1,250	1,451	

(3) 県立青少年の家

施設所在地	〒691-0074 出雲市小境町1991-2		
連絡先等	TEL	0853-69-1316	※休所日(月曜日)0853-67-9063
	FAX	0853-69-1016	
	E-mail	sunlake@pref.shimane.lg.jp	
	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/seishonennoie/	
設置年度	平成3年度		
施設の設置根拠	社会教育法 島根県立青少年社会教育施設条例(平成3年3月8日 島根県条例第8号) (設置) 第2条 青少年に学習及び交流の機会を提供することにより心身の健全な育成を図り、あわせて県民の教養及び文化の向上に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、島根県立青少年社会教育施設(以下「青少年社会教育施設」という。)を次のとおり設置する。 名 称 位置 島根県立青少年の家 出雲市 島根県立少年自然の家 江津市		
施設概要	敷地面積72,940㎡ 総延面積9,259.01㎡ 宿泊定員209名 宿泊室(定員209人)、研修室、談話室、大和室、茶室、音楽室、調理室、多目的ホール、創作室、体育館、テニスコート、バーベキューハウス、艇庫(カッター、サバニ等) など		
運営形態	平成18年度まで: 県直営 平成19年度から: 県直営(研修業務等)と指定管理(施設の維持・管理業務)の併用		

① 団体分類別利用状況

(単位:人、団体)

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数
一般団体(社会教育)	7,642	209	8,753	244	8,500	270
一般団体(社会生活)	1,828	77	1,854	75	1,918	99
企業	1,903	69	1,939	72	1,901	92
学校	10,415	268	10,584	275	9,336	278
(内 小・中・高)	6,940	168	7,346	175	6,138	165
(内 幼稚園・保育所)	1,712	53	1,357	50	1,366	52
個人	1,538	365	1,846	404	2,016	338
その他	308	115	16	1	429	149
主催事業	3,477	24	4,795	25	4,831	37
利用実数計	27,111	1,127	30,103	1,198	28,931	1,263
研修者数	45,996		48,890		46,543	

(注1) 利用実数は「宿泊実数+日帰り実数」

(注2) 研修者数は「宿泊研修者数(宿泊実数×(泊数+1))+日帰り実数」

② 年齢別利用状況

(単位:人)

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
小学生未満	2,001	7.4%	1,995	6.6%	1,860	6.4%
小学生	7,742	28.6%	9,176	30.5%	9,246	32.0%
中学生	2,390	8.8%	1,995	6.6%	1,749	6.0%
高校生	2,252	8.3%	2,902	9.6%	2,254	7.8%
大学生	1,043	3.8%	1,252	4.2%	1,200	4.1%
各種学校	455	1.7%	317	1.1%	465	1.6%
青年	222	0.8%	62	0.2%	200	0.7%
成人	11,006	40.6%	12,404	41.2%	11,957	41.3%
合計	27,111	100.0%	30,103	100.0%	28,931	100.0%

(4) 県立少年自然の家

施設所在地	〒695-0007 江津市松川町太田610	
連絡先等	TEL	0855-52-0716
	FAX	0855-52-0707
	E-mail	syonen@pref.shimane.lg.jp
	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/shoneshizen/
設置年度	昭和50年度	
施設の設置根拠	青少年の家と同じ	
施設概要	敷地面積133,280㎡ 総延面積5,991.68㎡ 宿泊定員181名 宿泊棟6棟(定員181人)、ケビン棟(定員44人)、研修室、創作室、体育館、炊飯場、キャンプファイヤー場、アスレチックコース(遊具21基)など	
運営形態	平成16年度まで:管理委託 平成17年度から:県直営(管理補助業務を外部委託)	

①団体分類別利用状況

(単位:人、団体)

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数
一般団体(社会教育)	3,996	109	5,121	166	4,646	117
一般団体(社会生活)	304	6	270	14	363	15
企業	132	17	190	28	44	9
学校	7,954	223	7,573	179	6,115	157
(内 小・中・高)	6,491	164	6,287	139	4,922	120
(内 幼稚園・保育所)	941	26	785	18	596	18
個人	309	34	378	51	374	67
その他	371	3	420	5	781	5
主催事業	1,370	20	1,372	23	1,779	26
利用実数 計	14,436	412	15,324	466	14,102	396
研修者数	27,709		28,442		27,001	

(注1) 利用実数は「宿泊実数+日帰り実数」

(注2) 研修者数は「宿泊研修者数(宿泊実数×(泊数+1))+日帰り実数」

②年齢別利用状況

(単位:人)

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
小学生未満	876	6.1%	817	5.3%	992	7.0%
小学生	6,119	42.4%	6,470	42.2%	6,005	42.6%
中学生	768	5.3%	790	5.2%	938	6.7%
高校生	1,742	12.1%	1,312	8.6%	1,096	7.8%
大学生	195	1.4%	102	0.7%	189	1.3%
各種学校	29	0.2%	27	0.2%	115	0.8%
青年	133	0.9%	124	0.8%	35	0.2%
成人	4,574	31.7%	5,682	37.1%	4,732	33.6%
合計	14,436	100.0%	15,324	100.0%	14,102	100.0%

①附属機関(法律、条例の規定に基づいて設置されたもの)

担当所属	名 称	業務の内容	委員数		設置根拠
			定数上限	実人数	
社会教育課	社会教育委員の会	社会教育に関し、教育委員会に助言し、又は意見を述べる。	20	12	社会教育法第15条第1項 島根県社会教育委員に関する条例第1条
	島根県生涯学習審議会	教育委員会又は知事の諮問に応じ、島根県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。	25	休止中	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条第1項 島根県生涯学習審議会条例第1条
県立図書館	島根県立図書館協議会	図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。	10	10	図書館法第14条第1項 島根県立図書館条例第4条

②その他(規則・要項等に基づき設置された懇話会・協議会等)

担当所属	名 称	業務の内容	委員数		設置根拠
			定数上限	実人数	
東部・西部社会教育研修センター	生涯学習推進施設運営委員会	東部社会教育研修センター、西部社会教育研修センターの運営に関し、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べる。	10	9	島根県立生涯学習推進施設条例施行規則
青少年の家	島根県立青少年の家運営委員会	青少年の家の運営に関し、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べる。	15	13	島根県立青少年社会教育施設条例施行規則
少年自然の家	島根県立少年自然の家運営委員会	少年自然の家の運営に関し、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べる。	15	14	

5 条例一覧

平成30年4月1日現在

名 称	島根県社会教育委員に関する条例 (平成26年3月18日 島根県条例第27号)	施行年月日
		平成26年4月1日
目 的	島根県社会教育委員に関し必要な事項を定める。	
概要等	委嘱の基準、定数、任期	

名 称	島根県立図書館条例 (昭和44年3月25日 島根県条例第12号)	施行年月日
		昭和44年4月1日
目 的	島根県立図書館の設置及び管理並びに島根県立図書館協議会の設置等について必要な事項を定める。	
概要等	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館及び分館等の設置 ・図書館協議会の設置、委員の任命の基準、定数及び任期等 	

名 称	島根県立青少年社会教育施設条例 (平成3年3月8日 島根県条例第8号)	施行年月日
		平成3年4月1日
目 的	島根県立青少年社会教育施設の設置及び管理について必要な事項を定める。	
概要等	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の家及び少年自然の家設置 ・使用の許可等(許可、許可の取消し、使用料の納付、減免等) ・指定管理者による管理 ・開所時間、休所日等 	

名 称	島根県立生涯学習推進施設条例 (平成7年3月10日 島根県条例第9号)	施行年月日
		平成7年4月1日
目 的	島根県立生涯学習施設の設置等について必要な事項を定める。	
概要等	東部社会教育研修センター及び西部社会教育研修センターの設置等	

名 称	第3次「島根県子ども読書活動推進計画」	所管	社会教育課
		根拠法令等	子どもの読書活動の推進に関する法律
計画の期間	平成26年度～平成30年度		
目 的	子どもたちが、豊かな心と確かな学力を身につける子ども読書活動を推進していく。		
概要等	<p>・基本目標 本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる ①子どもと本をつなぐ活動の充実を図る ②子どもの読書を支える人を育てる ③あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える</p> <p>[子どもの発達段階に応じためざす方向性] すべての子どもが本と出会い、読書の楽しさをおとして、発達段階に応じた読書活動ができる力、ことばの力を育てる (就学前) 保護者と一緒に本と図書館に慣れ親しむ (小中学生) 図書館を利用しながら情報を活用する力を育てる (高校生) 自らの課題解決に本を用いて、評価・熟考できる力を育てる</p>		

名 称	第3次「島根県立図書館振興計画」	所管	県立図書館
		根拠法令等	図書館法
計画の期間	平成26年度～平成30年度		
目 的	地域づくり、人づくりに資する知の拠点となる図書館をめざして、さらなる図書館サービスの向上を図る。		
概要等	<p>・基本理念 県民一人ひとりが個性を發揮し社会の一員として自立する「人づくり」と、心豊かに暮らせる活力ある「地域づくり」に資する「知の拠点」</p> <p>・目標 ①地域の図書館を支援する県立図書館 ②子どもの読書活動を支援する県立図書館 ③郷土の歴史や文化を継承し、情報発信する県立図書館 ④県民の課題解決を支援する県立図書館 ⑤情報の拠点となる県立図書館</p>		

7 社会教育関係表彰一覧

表彰者	表彰名	表彰内容 ----- 平成29年度被表彰者 (県教育委員会から推薦し、受賞した者)
文部科学大臣	優良PTA文部科学大臣表彰	<p>PTAの本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を上げているPTAを表彰し、PTAの健全な育成、発展に資することを目的とする。</p> <p>-----</p> <p>大田市立池田小学校PTA 島根県立隠岐島前高等学校PTA 島根県立松江清心養護学校PTA</p>
	PTA活動振興功労者表彰	<p>PTA活動の振興に顕著な功績のある者を文部科学大臣が表彰し、もってPTAの健全な育成と発展に資する。</p> <p>-----</p> <p>※5年ごとに実施 平成29年度はなし</p>
	「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰	<p>幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動のうち、その内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ表彰する。</p> <p>※中核市は県の対象外</p> <p>-----</p> <p>大田わんぱく遊び隊（大田市） 法吉子ども広場（松江市）</p>
	子供の読書活動優秀実践図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰	<p>国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動において特色ある優れた実践を行っている図書館・団体及び個人に対し、その実践をたたえ文部科学大臣が表彰する。</p> <p>-----</p> <p>雲南市立加茂図書館 チェルシー（海士町）</p>
	優良公民館表彰	<p>公民館やその他公民館と同等の社会教育活動を行う施設のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として文部科学大臣が表彰し、今後の公民館活動の充実・振興に資する。</p> <p>-----</p> <p>松江市宍道公民館 邑南町布施公民館</p>

	社会教育功労者表彰	<p>地域における社会教育活動を推進するため多年にわたり社会教育の振興に功労のあった者等に対し、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰する。</p> <p>有馬毅一郎（島根県社会教育委員の会会長） 永井 康隆（飯南町社会教育委員連絡協議会会長）</p>
	障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰	<p>障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体について、活動内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰する。</p> <p>公益財団法人 島根県障害者スポーツ協会</p>
島根県知事	島根県各種功労者表彰（社会教育分野）	<p>各分野において県勢の発展に大きな貢献があった方を、知事が表彰する。</p> <p>該当なし</p>
県教育委員会	教育功労者表彰及び教育優良団体表彰（社会教育分野）	<p>教育、学術、文化、体育、その他各分野において、それぞれ本県教育に貢献した功績が特に顕著なものを表彰し、その功を顕彰する。</p> <p>石倉東政子（松江市社会教育委員） 持田 康史（松江市社会教育委員）</p>
県教育長	優良公民館表彰	<p>公民館のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として島根県教育委員会教育長が表彰し、今後の公民館活動の充実・振興に資する。</p> <p>安来市広瀬交流センター 奥出雲町阿井公民館</p>
	公民館職員表彰	<p>公民館等に勤務し、公民館活動の振興に顕著な功績があった者を島根県教育委員会教育長が表彰し、もって今後の公民館活動の発展に資する。</p> <p>長野 正夫（松江市古江公民館 館長） 角田 千年（松江市竹矢公民館 館長） 曾田 和男（出雲市上津コミュニティセンター センター長） 板垣 正和（出雲市窪田コミュニティセンター センター長） 大崎 強（出雲市須佐コミュニティセンター センター長） 永田 一博（飯南町谷公民館 館長） 林 弘延（大田市立東部公民館 館長） 山田 弘子（松江市法吉公民館 主任） 北山 逸子（大田市鳥井まちづくりセンター 職員） 中田 博子（大田市立高山公民館 主事） 竹下真由美（大田市温泉津まちづくりセンター 職員） 大田 浩美（邑南町矢上公民館 事務員）</p>

		石田 和美 (益田市豊川公民館 主事) 石村 境子 (吉賀町朝倉公民館 主事) 向井 恵 (吉賀町六日市公民館 主事)
	優良少年団体表彰	県内少年団体のうち、定期的、継続的な活動が他の範となり、明るく住みよい地域づくりに大きく貢献しているものを優良少年団体として表彰する。 ----- 馬木町子ども神楽団 (出雲市) 隠岐島前神楽西ノ島同好会子ども神楽 (西ノ島町)
(社)全国公民館連合会	公民館優良職員表彰	公民館職員として公民館活動に従事し、地域社会の振興、社会教育活動の推進に努力した功績が顕著であると認められる者を表彰する。ただし、表彰対象年度中に公民館に在籍した実績を要す。 ----- 高梨 輝子 (松江市城東公民館 主任)
	公民館永年勤続職員表彰	公民館職員として、通算15年以上勤め、他の模範となりうる活動をしたと認められる者を表彰する。 ----- 村上美智子 (松江市乃木公民館 主任) 板花 智明 (松江市八束公民館 主任) 久屋 浩子 (出雲市四絡コミュニティセンター チーフマネジャー) 高橋和歌子 (出雲市榊原コミュニティセンター チーフマネジャー) 帯刀 桂子 (出雲市多伎コミュニティセンター チーフマネジャー) 落合 康子 (出雲市蓬磨コミュニティセンター チーフマネジャー) 福田 玲子 (出雲市蔦葉コミュニティセンター マネジャー) 山形 幸子 (出雲市朝山コミュニティセンター マネジャー) 成相 和代 (出雲市長浜コミュニティセンター マネジャー) 松村 久子 (出雲市佐香コミュニティセンター マネジャー) 伊藤 晴美 (出雲市神西コミュニティセンター アシスタント) 三好 成子 (益田市道川公民館 館長)
(株)山陰中央新報社	地域開発賞 (教育賞)	各分野で社会、地域の発展のため貢献している人 (社会の一隅を照らす人) を顕彰してその労をねぎらう。 ----- 該当者なし
(社)全国社会教育委員連合会長	全国社会教育委員連合表彰	社会教育の推進に貢献し、社教連の発展に功績のあった社会教育委員を表彰する。 ----- 有馬毅一郎 (松江市)
県社会教育委員連絡協議会長	社会教育委員表彰	社会教育委員として、本県社会教育のために尽力し、その功績が顕著な者を表彰する。 ----- 平井 守 (安来市) 加納佳世子 (安来市) 石飛 安弘 (雲南市) 別木 康吉 (飯南町) 大庭 知子 (津和野町)

全国視聴覚 教育連盟	視聴覚教育功労者表彰	<p>多年にわたり、社会教育における視聴覚教育の振興に努力し、功績のあったものを表彰し、その労に謝意を表するとともに、今後の視聴覚教育の発展に資する。</p> <hr/> <p>該当なし</p>
---------------	------------	---

8 県内公共図書館一覧

平成30年4月1日現在

図書館名		所在地	電話番号	FAX	
島根県立図書館		〒690-0873 松江市内中原町52	0852-22-5725	0852-22-5728	
		〒697-0023 (西部読書普及センター) 浜田市長沢町1550-1	0855-23-6785	0855-22-4225	
市 町 村	1	安来市立図書館	〒692-0011 安来市安来町1062-1	0854-22-2574	0854-22-2598
	2	松江市立中央図書館	〒690-0017 松江市西津田6-5-44	0852-27-3220	0852-27-3270
	3	松江市立島根図書館	〒690-0401 松江市島根町加賀1414	0852-85-9088	0852-85-9089
	4	松江市立東出雲図書館	〒699-0101 松江市東出雲町揖屋1139-2	0852-52-3297	0852-52-9516
	5	雲南市立木次図書館	〒699-1332 雲南市木次町木次1008	0854-42-1021	0854-42-2274
	6	雲南市立大東図書館	〒699-1251 雲南市大東町大東1038	0854-43-6131	0854-43-6131
	7	雲南市立加茂図書館	〒699-1106 雲南市加茂町加茂中972-5	0854-49-8739	0854-49-8696
	8	出雲市立出雲中央図書館	〒693-0011 出雲市大津町1134	0853-21-0487	0853-21-8833
	9	出雲市立平田図書館	〒691-0001 出雲市平田町2110-1	0853-63-4010	0853-63-4219
	10	出雲市立佐田図書館	〒693-0506 出雲市佐田町反辺1747-6	0853-84-9050	0853-84-9050
	11	出雲市立海辺の多伎図書館	〒699-0903 出雲市多伎町小田73-1	0853-86-7077	0853-86-2211
	12	出雲市立湖陵図書館	〒699-0812 出雲市湖陵町二部1320	0853-43-3309	0853-43-7303
	13	出雲市立大社図書館	〒699-0711 出雲市大社町杵築南1338-9	0853-53-6510	0853-53-1122
	14	出雲市立ひかわ図書館	〒699-0631 出雲市斐川町直江4156	0853-73-3990	0853-72-7600
	15	大田市立大田市中央図書館	〒694-0064 大田市大田町大田イ113-2	0854-84-9200	0854-84-9202
	16	大田市立仁摩図書館	〒699-2301 大田市仁摩町仁万565-1	0854-88-4646	0854-88-4647
	17	大田市立温泉津図書館	〒699-2511 大田市温泉津町小浜イ486	0855-65-2177	0855-65-2177
	18	江津市図書館	〒695-0011 江津市江津町995	0855-52-0551	0855-52-0551
	19	江津市図書館桜江分館	〒699-4226 江津市桜江町川戸11-1	0855-92-0300	0855-92-0300
	20	浜田市立中央図書館	〒697-0024 浜田市黒川町3748-1	0855-22-0480	0855-22-0592
	21	浜田市立金城図書館	〒697-0121 浜田市金城町下来原171	0855-42-1823	0855-42-1685
	22	浜田市立旭図書館	〒697-0425 浜田市旭町今市633-1	0855-45-1439	0855-22-0592
	23	浜田市立弥栄図書館	〒697-1122 浜田市弥栄町木都賀イ528-1	0855-48-2258	0855-48-2258
	24	浜田市立三隅図書館	〒699-3225 浜田市三隅町古市場2002	0855-32-0338	0855-32-0343
	25	益田市立図書館	〒698-0023 益田市常盤町8-6	0856-22-4222	0856-31-0290
	26	益田市立美都図書館	〒698-0203 益田市美都町都茂1692-甲	0856-52-2481	0856-52-2481
	27	飯南町立図書館	〒690-3207 飯石郡飯南町頓原2212-3	0854-72-0301	0854-72-0990
	28	かわもと図書館	〒696-0001 邑智郡川本町大字川本332-15	0855-72-0025	0855-72-1061
	29	美郷町立図書館	〒699-4621 邑智郡美郷町粕淵168	0855-75-1270	0855-75-1190
	30	邑南町立図書館	〒696-0222 邑智郡邑南町下田所127-1	0855-83-1760	0855-83-1771
	31	邑南町立図書館石見分館	〒696-0103 邑智郡邑南町矢上3835-4	0855-95-1044	0855-95-1670
	32	邑南町立図書館羽須美分館	〒696-0501 邑智郡邑南町阿須那153-1	0855-88-0001	0855-88-0002
	33	津和野町立津和野図書館	〒699-5604 鹿足郡津和野町森村イ241-1	0856-72-0155	0856-72-0230
	34	津和野町立日原図書館	〒699-5221 鹿足郡津和野町日原22-1	0856-74-0302	0856-74-0127
	35	吉賀町立図書館	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市648	0856-77-1850	0856-77-1850
	36	海士町中央図書館	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490	08514-2-1221	08514-2-1633
	37	隠岐の島町図書館	〒685-0014 隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二 17-1	08512-2-2341	08512-2-9198

9 県内公民館等一覧

平成30年4月1日現在

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
1	城東公民館		690-0883	松江市北田町273	0852-27-5680	(21-8710)
2	城北公民館		690-0888	松江市北堀町43	0852-26-4437	(21-4407)
3	城西公民館		690-0851	松江市堂形町614	0852-26-2659	(21-5265)
4	白瀉公民館		690-0065	松江市灘町1-57	0852-22-7147	(21-7572)
5	朝日公民館		690-0001	松江市東朝日町49	0852-21-3432	(21-3717)
6	雑賀公民館		690-0056	松江市雑賀町677	0852-23-8179	(21-8120)
7	津田公民館		690-0011	松江市東津田町1189-1	0852-26-4962	(21-4661)
8	古志原公民館		690-0012	松江市古志原4-6-30	0852-26-4436	(21-4446)
9	川津公民館		690-0823	松江市西川津町3405-5	0852-21-2349	(31-8510)
10	朝酌公民館		690-0834	松江市朝酌町92-1	0852-39-0646	(39-0690)
11	法吉公民館		690-0863	松江市比津町308-4	0852-21-4966	(21-5509)
12	竹矢公民館		690-0025	松江市八幡町279-1	0852-37-0854	(37-2984)
13	乃木公民館		690-0044	松江市浜乃木5-1-5	0852-21-4931	(21-4553)
14	忌部公民館		690-0036	松江市東忌部町899	0852-33-2010	(33-2275)
15	大庭公民館		690-0033	松江市大庭町805-3	0852-24-8733	(21-8766)
16	生馬公民館		690-0865	松江市西生馬町8	0852-36-8234	(36-6121)
17	持田公民館		690-0814	松江市東持田町61	0852-21-3067	(21-8770)
18	古江公民館		690-0122	松江市西浜佐陀町288-1	0852-36-8054	(36-6116)
19	本庄公民館		690-1101	松江市本庄町463-3	0852-34-0504	(34-1671)
20	大野公民館		690-0265	松江市上大野町1855-1	0852-88-2051	(88-3186)
21	秋鹿公民館		690-0262	松江市岡本町70	0852-88-2001	(88-3207)
22	鹿島公民館		690-0332	松江市鹿島町佐陀本郷640-1	0852-55-5716	(55-5718)
23	島根公民館		690-0401	松江市島根町加賀1414	0852-85-2301	(85-2302)
24	美保関公民館		690-1313	松江市美保関町下字部尾556-1	0852-72-3624	(72-2321)
25	八雲公民館		690-2103	松江市八雲町西岩坂355-1	0852-54-2478	(54-1238)
26	玉湯公民館		699-0202	松江市玉湯町湯町1796	0852-62-9111	(55-5793)
27	宍道公民館		699-0401	松江市宍道町宍道885-3	0852-66-0811	(66-0303)
28	八束公民館		690-1404	松江市八束町波入2060	0852-76-3663	(76-3669)
29	揖屋公民館		699-0101	松江市東出雲町揖屋1139-2	0852-52-3297	(52-9516)
30	出雲郷公民館		699-0111	松江市東出雲町意宇南5-3-1	0852-52-2364	(52-2394)
31	意東公民館		699-0102	松江市東出雲町下意東765-35	0852-52-2055	(52-2109)
32	上意東公民館		699-0103	松江市東出雲町上意東1982-2	0852-52-2870	(52-2902)
33	八雲公民館平原分館	★	690-2105	松江市八雲町平原752-3		
34	安来中央交流センター		692-0011	安来市安来町896-1	0854-23-1721	23-0755
35	十神交流センター		692-0011	安来市安来町896-1	0854-23-0755	(同左)
36	社日交流センター		692-0011	安来市安来町1281-1	0854-23-2048	(同左)
37	島田交流センター		692-0025	安来市穂日島町485	0854-23-2891	(同左)
38	宇賀荘交流センター		692-0034	安来市宇賀荘町98-1	0854-23-0721	(同左)
39	大塚交流センター		692-0042	安来市大塚町400-1	0854-27-0328	(同左)
40	吉田交流センター		692-0043	安来市上吉田町618-1	0854-27-0325	(同左)
41	能義交流センター		692-0055	安来市飯生町566-3	0854-23-0764	(同左)

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
安来市	飯梨交流センター		692-0066	安来市飯梨町445-1	0854-28-8346	(同左)
	荒島交流センター		692-0007	安来市荒島町3353-5	0854-28-6783	(同左)
	赤江交流センター		692-0002	安来市上坂田町574	0854-28-8982	(同左)
	広瀬中央交流センター		692-0404	安来市広瀬町広瀬811	0854-32-4138	(同左)
	広瀬交流センター		692-0404	安来市広瀬町広瀬811	0854-32-4138	(同左)
	布部交流センター		692-0623	安来市広瀬町布部345-40	0854-36-0001	(同左)
	宇波交流センター		692-0622	安来市広瀬町宇波482-2	0854-36-0852	(同左)
	比田交流センター		692-0731	安来市広瀬町西比田1708-4	0854-34-0001	(同左)
	東比田交流センター		692-0733	安来市広瀬町東比田950-11	0854-34-0211	(同左)
	山佐交流センター		692-0413	安来市広瀬町上山佐654-5	0854-35-0129	(同左)
	下山佐交流センター		692-0412	安来市広瀬町下山佐498	0854-32-3840	(同左)
	西谷交流センター		692-0624	安来市広瀬町西谷376-6	0854-36-0376	(同左)
	奥田原交流センター		692-0625	安来市広瀬町奥田原602-1	0854-35-0047	(同左)
	菅原交流センター		692-0621	安来市広瀬町菅原604	0854-32-3298	(同左)
	伯太中央交流センター		692-0207	安来市伯太町東母里572-1	0854-37-1558	(37-9072)
	安田交流センター		692-0205	安来市伯太町安田中158	0854-37-0835	(37-9071)
母里交流センター		692-0211	安来市伯太町母里28	0854-37-0225	(37-0251)	
井尻交流センター		692-0213	安来市伯太町井尻77	0854-37-0836	(37-9023)	
赤屋交流センター		692-0321	安来市伯太町赤屋118-2	0854-38-0145	(38-9011)	
出雲市	今市コミュニティセンター		693-0001	出雲市今市町1578-2	0853-21-5318	(24-1706)
	大津コミュニティセンター		693-0011	出雲市大津町1727-5	0853-21-0172	(21-4215)
	塩冶コミュニティセンター		693-0021	出雲市塩冶町803-2	0853-21-0248	(21-3837)
	古志コミュニティセンター		693-0031	出雲市古志町1122-6	0853-21-0925	(21-1066)
	高松コミュニティセンター		693-0052	出雲市松寄下町761-1	0853-21-0671	(21-0682)
	四絡コミュニティセンター		693-0051	出雲市小山町650-21	0853-21-0369	(21-0370)
	高浜コミュニティセンター		693-0065	出雲市平野町1183	0853-21-0948	(21-0949)
	川跡コミュニティセンター		693-0013	出雲市荻萩町211	0853-21-0694	(21-0724)
	鳶巣コミュニティセンター		693-0074	出雲市東林木町890-4	0853-21-0174	(21-0176)
	上津コミュニティセンター		693-0101	出雲市上島町1031	0853-48-0301	(48-0361)
	稗原コミュニティセンター		693-0104	出雲市稗原町2859	0853-48-0001	(48-0048)
	朝山コミュニティセンター		693-0214	出雲市所原町185	0853-48-0201	(48-0244)
	乙立コミュニティセンター		693-0216	出雲市乙立町3163	0853-45-0216	(45-0218)
	神門コミュニティセンター		693-0033	出雲市知井宮町801-1	0853-21-1038	(21-1056)
	神西コミュニティセンター		699-0822	出雲市神西沖町447	0853-43-1001	(43-9035)
	長浜コミュニティセンター		693-0043	出雲市長浜町514-11	0853-28-0215	(28-0677)
	平田コミュニティセンター		691-0001	出雲市平田町911	0853-63-1385	(63-1368)
	灘分コミュニティセンター		691-0003	出雲市灘分町1933	0853-63-1371	(63-1364)
	国富コミュニティセンター		691-0011	出雲市国富町867	0853-63-1372	(63-1370)
西田コミュニティセンター		691-0033	出雲市万田町692	0853-63-1373	(63-1346)	
鱒淵コミュニティセンター		691-0025	出雲市河下町720-1	0853-66-0001	(66-0059)	
久多美コミュニティセンター		691-0065	出雲市東郷町175	0853-63-1374	(63-1423)	
檜山コミュニティセンター		691-0061	出雲市多久町10	0853-63-1375	(63-1425)	
東コミュニティセンター		691-0075	出雲市鹿園寺町49-3	0853-67-0020	(67-0063)	
北浜コミュニティセンター		691-0042	出雲市十六島町1851-1	0853-66-0002	(66-0016)	

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
86	出雲市	佐香コミュニティセンター	691-0051	出雲市坂浦町3601	0853-68-0031	(68-0063)
87	出雲市	伊野コミュニティセンター	691-0072	出雲市野郷町492-5	0853-69-1526	(69-1530)
88	出雲市	須佐コミュニティセンター	693-0506	出雲市佐田町反辺1747-6	0853-84-0113	(84-1466)
89	出雲市	窪田コミュニティセンター	693-0511	出雲市佐田町八幡原492-6	0853-85-2585	(85-2598)
90	出雲市	多伎コミュニティセンター	699-0903	出雲市多伎町小田73	0853-86-2853	(86-2854)
91	出雲市	湖陵コミュニティセンター	699-0812	出雲市湖陵町二部1320	0853-43-2480	(43-3737)
92	出雲市	大社コミュニティセンター	699-0711	出雲市大社町杵築南1051-1	0853-53-4494	(53-4498)
93	出雲市	荒木コミュニティセンター	699-0722	出雲市大社町北荒木389-2	0853-53-5440	(53-5443)
94	出雲市	遙堪コミュニティセンター	699-0731	出雲市大社町遙堪359-2	0853-53-5529	(53-5548)
95	出雲市	日御碕コミュニティセンター	699-0764	出雲市大社町宇龍338-3	0853-54-5443	(54-5446)
96	出雲市	鶉鷺コミュニティセンター	699-0761	出雲市大社町鷺浦1045-1	0853-53-5635	(53-5644)
97	出雲市	莊原コミュニティセンター	699-0502	出雲市斐川町莊原3835	0853-72-4600	(72-4602)
98	出雲市	出西コミュニティセンター	699-0614	出雲市斐川町求院965	0853-72-9204	(72-9206)
99	出雲市	阿宮コミュニティセンター	699-0611	出雲市斐川町阿宮2323-2	0853-72-9142	(72-9152)
100	出雲市	伊波野コミュニティセンター	699-0621	出雲市斐川町富村748	0853-72-1311	(72-1322)
101	出雲市	直江コミュニティセンター	699-0631	出雲市斐川町直江4865-1	0853-72-5282	(72-5286)
102	出雲市	久木コミュニティセンター	699-0642	出雲市斐川町福富2-13	0853-72-7474	(72-7476)
103	出雲市	出東コミュニティセンター	699-0554	出雲市斐川町三分市2060-1	0853-62-5033	(62-5039)
104	雲南市	大東交流センター	699-1251	雲南市大東町大東2419-1	0854-43-2130	(同左)
105	雲南市	春殖交流センター	699-1242	雲南市大東町大東下分230-1	0854-43-2709	(同左)
106	雲南市	幡屋交流センター	699-1232	雲南市大東町仁和寺833-10	0854-43-2800	(同左)
107	雲南市	佐世交流センター	699-1214	雲南市大東町上佐世1385-3	0854-43-2110	(同左)
108	雲南市	阿用交流センター	699-1224	雲南市大東町東阿用33-1	0854-43-2811	(同左)
109	雲南市	久野交流センター	699-1211	雲南市大東町上久野136-1	0854-47-0040	(同左)
110	雲南市	海潮交流センター	699-1206	雲南市大東町南村234-1	0854-43-2705	(同左)
111	雲南市	塩田交流センター	699-1262	雲南市大東町塩田84	0854-47-0033	(同左)
112	雲南市	加茂交流センター	699-1106	雲南市加茂町加茂中1040-1	0854-49-8380	(49-6042)
113	雲南市	八日市交流センター	699-1332	雲南市木次町木次299-1	0854-42-2469	(同左)
114	雲南市	三新塔交流センター	699-1332	雲南市木次町木次446-2	0854-42-2574	(同左)
115	雲南市	新市交流センター	699-1334	雲南市木次町新市379番地	0854-42-5110	(同左)
116	雲南市	下熊谷交流センター	699-1333	雲南市木次町下熊谷1096-1	0854-42-5351	(同左)
117	雲南市	斐伊交流センター	699-1311	雲南市木次町里方912	0854-42-1636	(同左)
118	雲南市	日登交流センター	699-1322	雲南市木次町寺領526-3	0854-42-0238	(同左)
119	雲南市	西日登交流センター	699-1324	雲南市木次町西日登990-1	0854-42-1037	(同左)
120	雲南市	温泉交流センター	699-1342	雲南市木次町平田799-3	0854-48-0077	(同左)
121	雲南市	三刀屋交流センター	690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋144-1	0854-45-5531	(同左)
122	雲南市	一宮交流センター	690-2402	雲南市三刀屋町給下764	0854-45-2544	(47-7211)
123	雲南市	鍋山交流センター	690-2634	雲南市三刀屋町乙加宮1208-1	0854-45-4241	(同左)
124	雲南市	飯石交流センター	690-2512	雲南市三刀屋町多久和516-2	0854-45-4224	(同左)
125	雲南市	中野交流センター	690-2523	雲南市三刀屋町中野375-2	0854-45-2795	(同左)
126	雲南市	吉田交流センター	690-2801	雲南市吉田町吉田1061-1	0854-74-0219	(74-0232)
127	雲南市	民谷交流センター	690-2802	雲南市吉田町民谷456	0854-74-0530	(74-9344)
128	雲南市	田井交流センター	690-2313	雲南市吉田町深野61-4	0854-75-0312	(75-0240)
129	雲南市	掛合交流センター	690-2701	雲南市掛合町掛合2156-1 雲南市掛合町掛谷2151-1	0854-62-0189	(同左)

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
雲南市	130	多根交流センター	690-2706	雲南市掛合町多根418-1	0854-62-1610	(同左)
	131	松笠交流センター	690-2705	雲南市掛合町松笠748-18	0854-62-0411	(同左)
	132	波多交流センター	690-2703	雲南市掛合町波多459-1	0854-64-0210	(同左)
	133	入間交流センター	690-2702	雲南市掛合町入間498-5	0854-62-0403	(62-0409)
奥出雲町	134	布勢公民館	699-1432	奥出雲町馬馳26	0854-54-1504	(同左)
	135	三成中央公民館	699-1511	奥出雲町三成445	0854-54-1311	(54-2023)
	136	亀嵩公民館	699-1701	奥出雲町亀嵩2215-1	0854-57-0616	(同左)
	137	阿井公民館	699-1621	奥出雲町上阿井188-1	0854-56-0001	(同左)
	138	三沢公民館	699-1513	奥出雲町三沢383	0854-54-0331	(同左)
	139	鳥上公民館	699-1802	奥出雲町大呂1182-2	0854-52-1019	(同左)
	140	横田公民館	699-1832	奥出雲町横田1037	0854-52-0949	(同左)
	141	八川公民館	699-1822	奥出雲町下横田456-1	0854-52-0241	(同左)
142	馬木公民館	699-1941	奥出雲町大馬木1968-2	0854-53-0201	(同左)	
飯南町	143	頓原公民館	690-3207	飯南町頓原2212-3	0854-72-0980	(72-1778)
	144	志々公民館	690-3312	飯南町八神117-1	0854-73-0350	(73-0026)
	145	赤名公民館	690-3513	飯南町下赤名862	0854-76-3100	(76-3129)
	146	来島公民館	690-3401	飯南町野葦311-6	0854-76-2393	(76-2845)
	147	谷公民館	690-3514	飯南町井戸谷478-1	0854-76-3629	(同左)
浜田市	148	浜田公民館	697-0027	浜田市殿町6-1	0855-22-9358	(同左)
	149	石見公民館	697-0024	浜田市黒川町132-2	0855-22-1380	(同左)
	150	長浜公民館	697-0062	浜田市熱田町1441-18	0855-27-4614	(同左)
	151	周布公民館	697-1321	浜田市周布町1374	0855-27-0058	(同左)
	152	美川公民館	697-1331	浜田市内村町592-1	0855-27-3657	(同左)
	153	大麻公民館	697-1337	浜田市西村町1038-8	0855-27-0897	(同左)
	154	国府公民館	697-0003	浜田市国分町1981-136	0855-28-1270	(同左)
	155	雲城公民館	697-0121	浜田市金城町下来原171	0855-42-2076	(同左)
	156	今福公民館	697-0302	浜田市金城町今福105-2	0855-42-2083	(同左)
	157	波佐公民館	697-0211	浜田市金城町波佐1441-1	0855-44-0146	(同左)
	158	小国公民館	697-0213	浜田市金城町小国1160-1	0855-44-0254	(同左)
	159	久佐公民館	697-0303	浜田市金城町久佐1575-7	0855-42-2666	(同左)
	160	美又公民館	697-0301	浜田市金城町追原176	0855-42-1704	(同左)
	161	今市公民館	697-0425	浜田市旭町今市641-1	0855-45-1757	(45-1203)
	162	木田公民館	697-0427	浜田市旭町木田219-13	0855-45-1105	
	163	和田公民館	697-0424	浜田市旭町和田1284	0855-45-1918	
	164	都川公民館	697-0511	浜田市旭町都川889	0855-47-0001	(同左)
	165	市木公民館	697-0514	浜田市旭町市木2919-2	0855-47-0077	(同左)
	166	杵束公民館	697-1122	浜田市弥栄町木都賀1528-1	0855-48-2258	(同左)
	167	安城公民館	697-1211	浜田市弥栄町長安本郷544-1	0855-48-2917	(48-2131)
168	三隅公民館	699-3212	浜田市三隅町向野田581	0855-32-0500	(32-2644)	
169	三保公民館	699-3224	浜田市三隅町湊浦120	0855-32-0314	(32-0678)	
170	岡見公民館	699-3226	浜田市三隅町岡見516	0855-32-2298	(32-2450)	
171	井野公民館	699-3301	浜田市三隅町井野1816-2	0855-34-0007	(34-0038)	
172	黒沢公民館	699-3215	浜田市三隅町下古和1518	0855-35-1509	(35-1503)	
173	白砂公民館	699-3222	浜田市三隅町折居883	0855-32-1288	(32-2517)	

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先		
					電話番号	(FAX)	
174	浜田市	石見公民館宇津井分館	★	697-0312	浜田市宇津井町529	0855-42-1309	
175		石見公民館細谷分館	★	697-0013	浜田市三階町2130-1	0855-22-7531	(同左)
176		石見公民館長見分館	★	697-0014	浜田市長見町956-2	0855-22-5323	
177		石見公民館佐野分館	★	697-0311	浜田市佐野町1337-1	0855-42-0689	(42-1995)
178		石見公民館後野分館	★	697-0011	浜田市後野町779-2	0855-23-2419	(23-4239)
179		美川公民館東分館	★	697-1333	浜田市鍋石町530-3	0855-27-3828	
180		美川公民館西分館	★	697-1332	浜田市田橋町494-2	0855-27-3503	
181		国府公民館宇野分館	★	695-0102	浜田市宇野町281-3	0855-28-2646	
182		国府公民館有福分館	★	695-0101	浜田市下有福町26-1	0855-28-2841	(同左)
183	大田市	中央公民館		694-0064	大田市大田町大田1140-2	0854-82-6630	(82-9952)
184		東部公民館		694-0051	大田市久手町波根西1748	0854-82-5122	(同左)
185		西部公民館		694-0031	大田市静間町430-1	0854-82-0221	(84-8122)
186		三瓶公民館		694-0223	大田市三瓶町池田1887-1	0854-83-2550	(同左)
187		高山公民館		694-0304	大田市水上町三久須11-2	0854-89-0211	(同左)
188		温泉津公民館		699-2511	大田市温泉津町小浜1486	0855-65-3696	(65-3114)
189		仁摩公民館		699-2301	大田市仁摩町仁万562-3	0854-88-3081	(同左)
190		大田まちづくりセンター		694-0064	大田市大田町大田1140-2	0854-82-6240	(82-9952)
191		川合まちづくりセンター		694-0011	大田市川合町川合1247-1	0854-82-5124	(同左)
192		久利まちづくりセンター		694-0024	大田市久利町久利790-1	0854-82-5572	(同左)
193		大屋まちづくりセンター		694-0033	大田市大屋町大国2903-1	0854-82-5580	(同左)
194		朝山まちづくりセンター		699-2213	大田市朝山町朝倉420-1	0854-85-8463	(同左)
195		富山まちづくりセンター		699-2216	大田市富山町山中1740	0854-88-0001	(同左)
196		波根まちづくりセンター		699-2211	大田市波根町1751-2	0854-85-8625	(同左)
197		久手まちづくりセンター		694-0051	大田市久手町波根西1748	0854-82-8307	(同左)
198		鳥井まちづくりセンター		694-0054	大田市鳥井町鳥井412-4	0854-84-8337	(同左)
199		長久まちづくりセンター		694-0041	大市長久町長久1612-1	0854-82-5571	(同左)
200		静間まちづくりセンター		694-0031	大田市静間町430-1	0854-84-8122	(同左)
201		五十猛まちづくりセンター		694-0035	大田市五十猛町1481-2	0854-87-0026	(同左)
202		池田まちづくりセンター		694-0223	大田市三瓶町池田1887-1	0854-83-2168	(同左)
203		志学まちづくりセンター		694-0222	大田市三瓶町志学1869-1	0854-83-2167	(同左)
204		北三瓶まちづくりセンター		694-0002	大田市山口町山口1181-1	0854-86-0478	(同左)
205		大森まちづくりセンター		694-0305	大田市大森町1490	0854-89-0330	(89-0164)
206		水上まちづくりセンター		694-0304	大田市水上町三久須21	0854-89-0023	(同左)
207		祖式まちづくりセンター		694-0431	大田市祖式町546-1	0854-85-2362	(同左)
208		大代まちづくりセンター		694-0433	大田市大代町大家1579	0854-85-2204	(同左)
209		温泉津まちづくりセンター		699-2511	大田市温泉津町小浜1486	0855-65-1522	(同左)
210	湯里まちづくりセンター		699-2502	大田市温泉津町湯里1655	0855-65-3038	(同左)	
211	福波まちづくりセンター		699-2514	大田市温泉津町福光1467-1	0855-65-2941	(同左)	
212	井田まちづくりセンター		699-2507	大田市温泉津町井田1255	0855-66-0711	(同左)	
213	仁万まちづくりセンター		699-2301	大田市仁摩町仁万562-3	0854-88-9520	(同左)	
214	宅野まちづくりセンター		699-2302	大田市仁摩町宅野79	0854-88-9511	(同左)	
215	大国まちづくりセンター		699-2303	大田市仁摩町大国1269	0854-88-9455	(同左)	
216	馬路まちづくりセンター		699-2304	大田市仁摩町馬路1737-6	0854-88-9070	(同左)	
217	北三瓶まちづくりセンター多根分館	★	694-0003	大田市三瓶町多根1252-1	0854-86-0477	(同左)	

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
218	江津市	波積地域コミュニティ交流センター	699-2833	江津市波積町本郷273-10	0855-55-0001	(同左)
219		黒松地域コミュニティ交流センター	699-2831	江津市黒松町586	0855-55-1601	(同左)
220		都治地域コミュニティ交流センター	699-2841	江津市後地町829-1	0855-55-0002	(同左)
221		浅利地域コミュニティ交流センター	695-0002	江津市浅利町2102	0855-55-1004	(同左)
222		松平地域コミュニティ交流センター	695-0004	江津市松川町市村123	0855-57-0002	(同左)
223		渡津地域コミュニティ交流センター	695-0001	江津市渡津町658-1	0855-52-2569	(同左)
224		郷田地域コミュニティ交流センター	695-0011	江津市江津町995	0855-52-5566	(同左)
225		嘉久志地域コミュニティ交流センター	695-0016	江津市嘉久志町1503	0855-52-0436	(同左)
226		和木地域コミュニティ交流センター	695-0017	江津市和木町570-1	0855-53-3315	(同左)
227		都野津地域コミュニティ交流センター	695-0021	江津市都野津町2358-1	0855-53-0453	(同左)
228		二宮地域コミュニティ交流センター	695-0024	江津市二宮町神主1171	0855-53-1665	(同左)
229		跡市地域コミュニティ交流センター	695-0152	江津市跡市町625-1	0855-56-2107	(同左)
230		敬川地域コミュニティ交流センター	699-3162	江津市敬川町1769	0855-53-1958	(同左)
231		波子地域コミュニティ交流センター	699-3161	江津市波子町11272-4	0855-53-1902	(同左)
232		有福温泉地域コミュニティ交流センター	695-0156	江津市有福温泉町8-3	0855-56-2218	(同左)
233		長谷地域コミュニティ交流センター	699-4431	江津市桜江町長谷1587-2	0855-92-1218	(同左)
234		市山地域コミュニティ交流センター	699-4221	江津市桜江町市山481	0855-92-1508	(同左)
235		川戸地域コミュニティ交流センター	699-4226	江津市桜江町川戸15-4	0855-92-0026	(同左)
236		谷住郷地域コミュニティ交流センター	699-4111	江津市桜江町谷住郷1871	0855-92-1457	(同左)
237	川越地域コミュニティ交流センター	699-4502	江津市桜江町川越631	0855-93-0825	(同左)	
238	川本町	川本中央公民館	696-0001	川本町川本332-15	0855-72-0594	(72-1061)
239		川本北公民館	696-1225	川本町南佐木230	0855-74-8410	(74-8410)
240		川本西公民館	696-0003	川本町因原933-2	0855-72-0680	(72-0680)
241	美郷町	沢谷公民館	699-4712	美郷町九日市118	0855-75-1920	(76-0022)
242		君谷公民館	696-1141	美郷町京覽原277	0855-75-1930	(77-0201)
243		別府公民館	696-1131	美郷町別府50-2		
244		都賀公民館	696-0704	美郷町都賀本郷43-1	0855-82-3123	(82-3125)
245		比之宮公民館	696-0711	美郷町宮内562-5	0855-82-3474	(82-3800)
246		都賀行公民館	696-0705	美郷町都賀行120-1	0855-82-2127	(82-2872)
247		都賀行公民館潮分館	★ 696-0701	美郷町潮村136	0855-82-2194	(同左)
248	邑南町	阿須那公民館	696-0501	邑南町阿須那153-1	0855-88-0001	(88-0002)
249		口羽公民館	696-0603	邑南町下口羽484-1	0855-87-0910	(同左)
250		田所公民館	696-0222	邑南町下田所282-1	0855-83-0518	(同左)
251		出羽公民館	696-0313	邑南町山田47-1	0855-83-0912	(同左)
252		高原公民館	696-0406	邑南町高見3014-3	0855-84-0521	(84-0523)
253		布施公民館	696-0401	邑南町布施496	0855-84-0651	(同左)
254		市木公民館	697-0631	邑南町市木2046-3	0855-85-0126	(同左)
255		矢上公民館	696-0103	邑南町矢上3835-4	0855-95-1044	(95-1670)
256		中野公民館	696-0102	邑南町中野991-1	0855-95-0310	(同左)
257		井原公民館	696-0101	邑南町井原2140-1	0855-95-0301	(同左)
258		日貫公民館	699-4311	邑南町日貫1168	0855-97-0902	(同左)
259		日和公民館	696-0104	邑南町日和2525-10	0855-97-0908	(同左)
260		阿須那公民館雪田分館	★ 696-0506	邑南町雪田1215-1	0855-88-0335	

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
邑南町	261	阿須那公民館戸河内分館	★ 696-0505	邑南町戸河内893-4	0855-88-0917	
	262	阿須那公民館阿須那分館	★ 696-0501	邑南町阿須那6-6	0855-88-0320	
	263	口羽公民館上口羽分館	★ 696-0602	邑南町上口羽941-1		
	264	口羽公民館長田分館	★ 696-0601	邑南町上田335-1	0855-87-0917	
	265	口羽公民館口羽分館	★ 696-0603	邑南町下口羽1248		
	266	出羽公民館出羽分館	★ 696-0312	邑南町出羽4-2		
	267	高原公民館高原分館	★ 696-0404	邑南町原村1180-3		
	268	市木公民館市木分館	★ 697-0631	邑南町市木1986-2		
益田市	269	益田公民館	698-0005	益田市本町6-8	0856-23-5752	(同左)
	270	吉田公民館	698-0033	益田市元町11-26	0856-31-0627	(31-0642)
	271	高津公民館	698-0041	益田市高津2-5-2	0856-23-1791	(同左)
	272	安田公民館	699-3676	益田市遠田町384-6	0856-27-0001	(同左)
	273	鎌手公民館	699-3506	益田市西平原町571-7	0856-27-0501	(同左)
	274	種公民館	699-3503	益田市下種町1179-1	0856-27-1008	(同左)
	275	北仙道公民館	699-3674	益田市大草町665-1	0856-22-0218	(同左)
	276	豊川公民館	698-0012	益田市大谷町334-1	0856-22-0205	(同左)
	277	真砂公民館	698-0411	益田市波田町4538-1	0856-26-0002	(同左)
	278	豊田公民館	699-5132	益田市横田町454-3	0856-25-2222	(同左)
	279	西益田公民館	699-5133	益田市神田町4635-1	0856-25-1564	
	280	二条公民館	698-2254	益田市桂平町76-1	0856-29-0001	(同左)
	281	美濃公民館	699-3766	益田市美濃地町4140-1	0856-29-0031	(同左)
	282	小野公民館	699-3763	益田市戸田町41332-10	0856-28-0001	(同左)
	283	中西公民館	698-2141	益田市白上町4744-2	0856-28-0501	(同左)
	284	東仙道公民館	698-0212	益田市美都町仙道253-1	0856-52-2540	(52-2193)
	285	都茂公民館	698-0203	益田市美都町都茂1692甲	0856-52-2295	(52-2296)
	286	二川公民館	698-0202	益田市美都町宇津川4377-3	0856-52-2241	(52-2156)
	287	匹見上公民館	698-1211	益田市匹見町匹見4674	0856-56-1144	(56-0932)
	288	匹見下公民館	698-1221	益田市匹見町澄川4327	0856-56-0910	(56-0912)
289	道川公民館	698-1201	益田市匹見町道川4133-1	0856-58-0001	(58-0002)	
津和野町	290	津和野中央公民館	699-5605	津和野町後田466-乙	0856-72-2070	
	291	津和野公民館				
	292	小川公民館	699-5606	津和野町寺田64	0856-72-0445	
	293	畑迫公民館	699-5616	津和野町部栄346-1	0856-72-2119	
	294	木部公民館	699-5634	津和野町中川416	0856-73-0001	
	295	日原中央公民館	699-5221	津和野町日原22-1	0856-74-0302	
	296	日原公民館			0856-74-0360	
	297	滝元枕瀬公民館	699-5207	津和野町枕瀬464-2	0856-74-0680	
	298	池河公民館	699-5216	津和野町池村2863-2	0856-74-1253	
	299	池河公民館商人溪村分館	★ 699-5201	津和野町商人1101		
	300	左鑑公民館	699-5202	津和野町左鑑905	0856-76-0345	
301	須川公民館	699-5203	津和野町相撲ヶ原40	0856-74-0711		
302	青原公民館	699-5211	津和野町青原267-3	0856-75-0039		

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先		
					電話番号	(FAX)	
303	中央公民館		699-5513	吉賀町六日市648	0856-77-1285	(77-0040)	
304	六日市公民館				0856-77-0078	(同左)	
305	柿木公民館	699-5301			吉賀町柿木村柿木79-1	0856-79-2553	(79-2448)
306	蔵木公民館	699-5504			吉賀町蔵木94-1	0856-77-1124	(同左)
307	朝倉公民館	699-5523			吉賀町朝倉709-1	0856-78-0993	(同左)
308	七日市公民館	699-5522			吉賀町七日市942-6	0856-78-1134	(同左)
309	隠岐の島町中央公民館		685-0014	隠岐の島町西町吉田ノ二、2	08512-2-0003	(2-0815)	
310	布施公民館		685-0412	隠岐の島町布施578-1	08512-7-4314	(7-4251)	
311	五箇公民館		685-0311	隠岐の島町郡74	08512-5-9011	(5-9012)	
312	都万公民館		685-0104	隠岐の島町都万1773-1	08512-6-2273	(6-2282)	
313	海士町中央公民館		684-0403	海士町海士1490	08514-2-1221	(2-1633)	
314	西ノ島町立中央公民館		684-0211	西ノ島町浦郷544-38	08514-6-0171	(6-1028)	
315	西ノ島町立黒木公民館		684-0302	西ノ島町別府46	08514-7-8101	(7-8025)	
316	知夫村公民館		684-0102	知夫村1065	08514-8-2301	(8-2302)	

(注) 公民館等とは、社会教育法上の公民館だけでなく、実態として公民館の機能を担うコミュニティセンター、交流センター、まちづくりセンター、地域コミュニティ交流センターを含むものである。

市町村別公民館等数【類型別】

	合計	中央	一般	CC	交流C	まちC	地域C交流C	地区	分館
松江市	33		32						1
安来市	27	3			24				
出雲市	43			43					
雲南市	30				30				
奥出雲町	9		9						
飯南町	5		5						
浜田市	35		26						9
大田市	35	7				27			1
江津市	20						20		
川本町	3	1	2						
美郷町	7		6						1
邑南町	21		12						9
益田市	21		21						
津和野町	13	2	10						1
吉賀町	6	1	5						
隠岐の島町	4	1	3						
海士町	1	1							
西ノ島町	2	1	1						
知夫村	1	1							
	316	18	132	43	54	27	20	0	22
				294					22

10 平成30年度 市町村社会教育行政・生涯学習振興行政 所管部署一覧

市町村名	部署名	住所	連絡先
松江市	松江市教育委員会 生涯学習課	〒690-8540 松江市末次町86	TEL: 0852-55-5289 FAX: 0852-55-5543 e-mail: s-shakyo@city.matsue.lg.jp
安来市	安来市市民生活部 地域振興課社会教育係	〒692-8686 安来市安来町878-2	TEL: 0854-23-3070 FAX: 0854-23-3155 e-mail: chiikishinkou@city.yasugi.shimane.jp
出雲市	出雲市教育委員会 教育政策課社会教育係	〒693-8530 出雲市今市町70	TEL: 0853-21-6909 FAX: 0853-21-6192 e-mail: kyouiku-seisaku@city.izumo.lg.jp
雲南市	雲南市教育委員会 社会教育課	〒699-1392 雲南市木次町里方521-1	TEL: 0854-40-1073 FAX: 0854-40-1079 e-mail: shakai-kyouiku@city.unnan.shimane.jp
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 教育魅力課地域学習推進G	〒699-1832 仁多郡奥出雲町横田1037	TEL: 0854-52-2672 FAX: 0854-52-3048 e-mail: kyouiku@town.okuizumo.shimane.jp
飯南町	飯南町教育委員会 社会教育担当	〒690-3513 飯石郡飯南町下赤名880	TEL: 0854-76-3944 FAX: 0854-76-3945 e-mail: i-kyoiku@iinan.jp
浜田市	浜田市教育委員会 生涯学習課生涯学習係	〒697-8501 浜田市殿町1	TEL: 0855-25-9720 FAX: 0855-23-5758 e-mail: manabi@city.hamada.lg.jp
大田市	大田市教育委員会 社会教育課社会教育係	〒694-0064 大田市大田町大田口1111	TEL: 0854-82-1600(代) FAX: 0854-82-5395 e-mail: o-syakyou@city.ohda.lg.jp
江津市	江津市教育委員会 社会教育課社会教育係	〒690-8501 江津市江津町1525	TEL: 0855-52-7496(直通) FAX: 0855-52-4369 e-mail: shakaikyouiku@city.gotsu.lg.jp
川本町	川本町教育委員会 教育課社会教育係	〒696-0001 邑智郡川本町大字川本332-15	TEL: 0855-72-0594 FAX: 0855-72-1061 e-mail: koji-kasaoka@town.shimane-kawamoto.lg.jp
美郷町	美郷町教育委員会 教育課社会教育係	〒699-4692 邑智郡美郷町粕渕168	TEL: 0855-75-1217 FAX: 0855-75-1386 e-mail: kyouiku_sec@town.shimane-misato.lg.jp
邑南町	邑南町教育委員会 生涯学習課社会教育係	〒696-0317 邑南郡邑南町淀原153-1	TEL: 0855-83-1127 FAX: 0855-83-2013 e-mail: shogai@town-ohnan.jp
益田市	益田市教育委員会 社会教育課	〒698-0033 益田市元町11-26 市民学習センター内	TEL: 0856-31-0622 FAX: 0856-31-0641 e-mail: gakusyu@city.masuda.lg.jp
津和野町	津和野町教育委員会 社会教育係	〒699-5605 鹿足郡津和野町後田口64-6	TEL: 0856-72-1854 FAX: 0856-72-1650 e-mail: kyouiku@town.tsuwano.lg.jp
吉賀町	吉賀町教育委員会事務局	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市648	TEL: 0856-77-1285 FAX: 0856-77-0040 e-mail: kyoiku@town.yoshika.lg.jp
海士町	海士町教育委員会 地域共育課地域共育係	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490	TEL: 08514-2-1221 FAX: 08514-2-1633 e-mail: kyouiku@town.ama.shimane.jp
西ノ島町	西ノ島町教育委員会 教育課社会教育係	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町大字浦郷544-38	TEL: 08514-6-0171 FAX: 08514-6-1028 e-mail: kyouiku@town.nishinoshima.shimane.jp
知夫村	知夫村教育委員会 社会教育係	〒684-0100 隠岐郡知夫村1053-1	TEL: 08514-8-2301 FAX: 08514-8-2302 e-mail: kyouiku@vill.chibu.lg.jp
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 社会教育課社会教育係	〒685-0022 隠岐郡隠岐の島町今津346-2	TEL: 08512-2-2126 FAX: 08512-2-0619 e-mail: kyouiku-syougaku@town.okinoshima.shimane.jp

※平成30年3月時点での情報です。その後、変更されている場合があります。また、事業によって担当部署が異なる場合もありますので予めご了承ください。

11 島根県教育庁社会教育課 所掌事務

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

TEL 0852-22-5427

FAX 0852-22-6218

URL: <http://www.pref.shimane.lg.jp/shakaikyoiku/>

E-mail: shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp

平成30年4月1日

所 掌 事 務

1. 社会教育に関する指導及び助言に関すること。
2. 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること。
3. 成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育支援(他課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
4. 青少年団体、女性団体、PTA その他の社会教育関係諸団体(社会体育諸団体を除く。)に関すること。
5. 青少年の芸術及び文化の振興に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
6. 公民館、図書館(学校の図書館を除く。)その他の社会教育施設(博物館及び博物館に相当する施設を除く。)に関すること。
7. 県立生涯学習推進施設に関すること。
8. 県立図書館に関すること。
9. 県立青少年社会教育施設に関すること。
10. 中山間地域における小さな拠点づくりに向けた機運醸成に関すること。
11. 移住・定住対策に資する教育魅力化に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
12. 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること。